# イギリス外務省の「満州国」認識と対日政策

## ――日本の使節レベル交渉の影響――

黄　暁鍾

一　はじめに
二　満州事変後イギリス外務省の対日政策
三　イギリス外務省の「満州国」認識
　㈠　使節のレベル――「外務省年次報告書」を中心に
　㈡　本省のレベル
　㈢　外相のレベル
四　日本の使節レベル交渉の影響
　㈠　1932年
　㈡　1933年
　㈢　1934年
　㈣　1935年
五　おわりに

## 一　はじめに

戦間期の東アジア国際秩序の変動において、日英関係が同盟関係から敵対関係へと転換したことは無視し得ない大きな意味を持っていた。これは、イギリスが当時、東アジアで最も大きな影響力を保持し、またこの地域に最も深く関与する西洋列強であったことによって示されている。1920年代には、両国関係はすでに戦略的なライバル関係へと移行しつつあったが、当時の一般の人々にはそのような認識は薄かった。しかし、満州事変以降、イギリスと日本の対立が顕在化していくと、次第にそのような認識が民間人のレベルでも浸透していくことになった。

戦間期の東アジア国際秩序および日本外交を論じる際、満州事変が重要な転換点であることは周知の事実である。満州事変以前の日本外交は通常、「協調外交」と称され、その特徴は対英米協調にあった[1)]。満州事変後、日本外務省は英米との協調回復を試みたが、最終的に協調外交への復帰は実現しなかった。なぜなら、「満州国擁護」が日本外交の前提条件となった結果、英米の満州国不承認政策と本質的な矛盾を生じ、日本外交の選択肢を大幅に制限したからである。

これまでの研究では、満州事変後の日本外交の変容を論じる際、日米関係の悪化に注目する傾向が強い。しかし、日英関係の変化こそが、満州事変が日本外交に及ぼした影響を最も明確に示す証左であるといえる。まず、満州事変後、アメリカ国務省が道義的立場を重視して反日姿勢を強めたのに対し、イギリス外務省は帝国秩序の維持を優先した[2)]。また、日英両国は中国ナショナリズムの台頭によって被害を受けた共通の経験を有していたため、イギリスの世論は中国よりも日本に好意的であった[3)]。さらに、満州事変後、日本外務省は満州国承認問題、日印貿易交渉、防共協定などを契機として、イギリスとの関係回復を繰り返し試みたが、日英関係は次第に悪化していった。

満州事変以降、イギリスは日本との正面衝突を回避する方針を維持していた。特に、1934年に満州国へ産業使節団を派遣し、日本との在満経済協力の可能性を探った。これに対して、吉井文美（2024）は最新の研究に

1)　協調外交について、伊藤之雄『大正デモクラシーと政党政治』（山川出版社、1987）は、戦間期の日本が外交「転換期」という世界の潮流に合わせ、対米協調を重視すると論じている。奈良岡聡智『対華二十一カ条要求とは何だったのか』（名古屋大学出版会、2015）と中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』（千倉書房、2016）も同じような見方を主張している。

2)　ここでいう「帝国秩序」とは、国際連盟を代表とする集団安全保障秩序に対置される、19世紀の勢力均衡に基づく帝国主義的な国際秩序を指す。後藤春美『国際主義との格闘―日本、国際連盟、イギリス帝国』（中央公論新社、2016）、134頁。

3)　クリストファー・ソーン『満州事変とは何だったのか―国際連盟と外交政策の限界』上巻（草思社、1994）、市川洋一訳、187頁。

おいて、「満州における両国の利害関係は比較的小さく、（イギリスの）中国政策の核心（華北以南）にふれるほどではないとみなされた」と結論づけている[4)]。しかし、ここで別の重要な問題が生じる。イギリスにとって満州が中国本土（長城以南）に比べて遥かに重要度が低いのであれば、なぜイギリスは満州における既存の利益を堅持し、日本との中国分割案を拒否したのか。実際、満州事変後のみならず、日中戦争勃発時においてさえ、日本側はイギリスとの中国分割という構想を抱いていたが、このような考えはイギリス側にほとんど受け入れられなかった。それに、1934年以降、イギリスの対日政策は「満州では対日強硬、中国本土では対日妥協」という構図を呈するようになった。イギリス外務省は、満州石油専売問題（1934年）や長老会逮捕事件（1935年）など満州での事件に対して強硬姿勢を取る一方、対中支援や華北事変など中国本土をめぐる事件に対して、日本への妥協・協力姿勢を示した。

また、満州事変後のイギリス外務省の対日態度を振り返ると、後に詳しく検討するように、「友好」から「不信」への転換点は1934年後半から1935年前半に存在したと見られる。特に、イギリス外務省が日英不可侵協定案を断念したことは、その象徴的な事件であるといえる。実際、1932年の時点で、イギリス内閣が満州国不承認宣言を承認したり、サイモン外相も満州国承認問題及び海関問題について日本に警告したりして、イギリスはすでに一定的な対日不信を示した。ただし、それはあくまでも日本側の行動に対する一時的な反応に過ぎなかった。1934年以降、満州石油専売事件を代表とする事件により、対日不信がイギリス外務省の共通する認識となった。この転換点は満州国をめぐる日英対立の激化と重なった。現在、満州国や戦間期日英関係に対する研究は膨大なものとなっているが、両者を組み合わせる研究はまだ少ない。

満蒙や満州国について、山室信一の『キメラ』（1993）[5)] は日本語での一

4） 吉井文美『日本の中国占領地支配―イギリス権益との攻防と在来秩序』（名古屋大学出版会、2024）、59-60頁。

5） 山室信一『キメラ―満洲国の肖像』（中央公論社、1993）。

般向けの著作であり、日本の満州認識を詳しく整理した。より学術的な研究として、張小栄（2023）[6]はより現地的視点を用い満州国の建国構想を具体的に分析している。だが、これらの研究ではイギリスとの関係についてはあまり触れられていない。他方で、日英関係史に関する研究では、日印貿易交渉、日英通商交渉、ロンドン海軍軍縮会議など、日英両国に直接影響する事件から解釈する研究が多い中で、満州での事件の影響からの解釈がまだ少ない。

満州国をめぐる日英関係について、日本語の従来の研究は満洲事変期、特に満州国承認問題に集中している。酒井哲哉（1992）[7]の研究は満州事変から日中戦争勃発にかけての日本政治の変化を国際環境の変容と国内政治の変容との相互関係から考察している。井上寿一（1994）[8]の研究は、日本の国際連盟脱退の真実を解明するなか、その過程におけるサイモンを軸とするイギリス外務省の対応を分析している。ただし、着目点のゆえかもしれないが、二人はイギリスの対日政策に対する分析を単純化する傾向が見られる。

イギリスの対日政策に着目しているのは、主に英語で書かれた研究である。木畑洋一（2000）の研究[9]は、イギリスの対日態度が上海事変によって強硬な姿勢に変化したものの、サイモンは日本に同情的であったこと、ネヴィル・チェンバレン（Neville Chamberlain）蔵相が対日不可侵条約締結を構想したこと、などを明らかにし、日中戦争勃発までイギリスの一貫し

6）張小栄「帝国日本の「満洲国」統治構想の形成過程の研究」（2023）、博士論文、東北大学。

7）酒井哲哉『大正デモクラシー体制の崩壊―内政と外交』（東京大学出版会、1992）。

8）井上寿一『危機のなかの協調外交―日中戦争に至る対外政策の形成と展開』（山川出版社、1994）。

9）Yoichi Kibata, “Anglo-Japanese Relations from the Manchurian Incident to Pearl Harbor: Missed Opportunities?”, Ian Nish and Yoichi Kibata eds., *The History of Anglo-Japanese Relations, 1600-2000: Volume II* (Palgrave Macmillan, 2000), pp. 1-25.

た対日宥和を強調している。それに対して、アントニー・ベスト（2000）[10]は対日宥和がイギリス政策の主流を占めるわけではなく、イギリスは日本を刺激することを避けたに過ぎない、という正反対の見方を唱えている。二人の論争は満州事変以来のイギリスの対日政策に関する重要な論争といえる。本論文はこの論争の解決に一定程度貢献する。

満州事変期の日英関係について、宮田昌明（1999）の論文[11]は代表的研究である。宮田は事変期の日英関係及び日本の国際連盟脱退の原因の分析を通じて、日本の連盟離脱過程におけるイギリスの態度硬化のプロセスを検討し、イギリスが満州国不承認を主導しかねない態度にまで転換していたと指摘している。しかし、彼は満州事変後の日英関係が「満州国の存在を前提とした関係調整の可能性を探る余地を残すものであった」と結論付けるが、それはあくまでも事変期に基づく観察であり、事変以降の変化を看過しているのではないか。

近年、事変以降の満州をめぐる日英関係に関する研究が増えている。湯川勇人（2022）[12]は関東軍の政策が満州におけるイギリスの経済的利益を圧迫した（特に満州での門戸開放問題）ことが日英関係悪化の原因と唱えている。吉井（2024）の研究は満州事変後中国をめぐる日英衝突における満州の役割を検討している[13]。しかし、それらの研究は両国の指導者の満州国認識にあまり触れなかった。

以上の代表的な先行研究を参照しながら、本研究はイギリス外務省の満州国認識を中心に、満州国関連の事件が対日政策に及ぼした影響に着目し、満州事変から日中戦争勃発までの日英関係変動の一側面を解明することを試みる。本研究は、イギリス外務省を主な分析対象とし、日本の使節レベル交渉がその対日政策に及ぼした影響に着目する。

---

10） Antony Best, “The Road to Anglo-Japanese Confrontation, 1931–41”, Ibid., pp. 26–50.

11） 宮田昌明「満州事変と日英関係」、『史林』82編 3 号（1999）、390–423頁。

12） 湯川勇人『外務省と日本外交の1930年代―東アジア新秩序構想の模索と挫折』（千倉書房、2022）。

13） 吉井、前掲『日本の中国占領地支配』。

イギリス外務省を対象とする理由は、同省が戦間期イギリスの対外政策において中心的な役割を担っていたからである。満州事変後、外務省と大蔵省による「二重外交」が存在したとしばしば指摘されるが[14]、そのような主張に対してベストは大蔵省の外交への影響が過大評価されていると反論している[15]。なぜなら、議院内閣制であるイギリスにおける最終的な決定権限は内閣に所在し、その実行主体および日本側との交渉を主に担ったのも外務省だからである。

日本の使節レベル交渉に着目する理由は、使節レベルの交渉が両国指導層の公式発言や構想よりも、日英関係の実際の展開に大きな影響を及ぼしたからである。まず、日本側の外交指導者の公式発言に比べて、駐英日本使節による解釈や報告はより具体性・現実性を帯び、イギリス外務省の判断に一定の影響を与えた。例えば、吉田茂駐英大使が日英和解に向けて行った努力は、日本外務省の主流派を必ずしも代表するものではなかったが、イギリス外務省では重視された[16]。また、イギリス外務省は政策判断の際に、自国駐在の外国使節からの情報に大きく依存していた。外務省職員は新聞記事などの情報を得た際、慣習的に関係国の駐英使節にその真偽を確認していた。さらに、外交官間の私的関係は両国間の公式交渉を円滑に進める上で有効であったため、日本外務省はイギリスの駐日大使を介してイギリス外務省に働きかける試みを行った事例も存在した。

この問題をイギリスの視点から分析する上で、「間帝国的視点」（trans-imperial perspective）の導入が重要となる。「間帝国的」とは、「複数の帝国の重層的な影響関係」[17]を指す。近代満州は、清朝（中華民国）という「旧帝国」、イギリス・ロシア（ソ連）・日本という「新帝国」の重層的な影響

14）Ann Trotter, *Britain and East Asia, 1933-1937*（Cambridge University Press, 1975）を参照。

15）Antony Best and Hugh Cortazzi（eds）, *British Foreign Secretaries and Japan, 1850 -1990: Aspects of the Evolution of British Foreign Policy*（Amsterdam University Press, 2018）を参照。

16）Ann Trotter, *Britain and East Asia, 1933 -1937*, pp. 194-195.

17）水谷智「駒込史学が広げる間帝国的な視座の可能性」『*Quadrante*』、No. 19（2017）, pp. 77-82.

下に置かれた典型的な「間帝国的」地域であった。このような地域特性は、イギリス外務省の満州国認識に深刻な影響を及ぼしたと考えられる。

また、本研究では、イギリス外務省が日本側の政策形成過程をどのように理解していたかという点を常に意識する。昭和前期の日本はラテン語で表現されるならば「多頭の怪物（*Belua multorum capitum*）」に近い存在であったといえる。つまり、海軍や外務省が拡張政策を一切主張しなかったわけではなく、陸軍との関係は単純な「闘争」とは言い難い。その結果、大日本帝国という「怪物」は複数の「頭」に支配され、方向性を欠いたまま、確実に拡張の道を進んでいった。このような政策形成過程は、明治憲法体制や日本の政治文化と深く結びついており、イギリス外務省によってどの程度正確に理解されていたかという問題は、本研究を通じて常に問い直すべき課題である。

## 二　満州事変後イギリス外務省の対日政策

戦間期の日英関係は、「同盟国から戦略的ライバルへ」、および「戦略的ライバルから敵対国へ」という二段階の転換を経験した。第一の転換（同盟国から戦略的ライバルへ）は満州事変以前に生じたとする見解が主流である[18)]。しかし、その具体的な転換点については意見が分かれている。その理由として、両国関係の悪化を示す決定的な事件がなく、当時の一般人にもそのような意識がなかったためである。実際、日英両国は同盟解消後も少なくとも表面的に、同盟国に準じた「特殊関係」を維持しようとした。オースティン・チェンバレン（Austin Chamberlain）外相は、イギリスが「日本から離れる」ことになる責任者と見なされることが多いが、彼にとってその「離反」の原因は、日本に対する信頼の喪失にあった。幣原喜

18）　満州事変前の日英関係について、Ian Nish, *Alliance in Decline: A Study of Anglo-Japanese Relations, 1908–23*（Bloomsbury Publishing pic, 2012）、服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交―1918-1931』（有斐閣、2001）、後藤春美『上海をめぐる日英関係　1925-1932年』（東京大学出版会、2006）が代表的研究である。

重郎外相は対英協調よりも対米協調を優先し、中国問題においてイギリスとの同調に積極的ではなかった[19]。このため、幣原外交はイギリス側で相当な不評を買った。後継の田中義一内閣は対英協調を重視したものの、一度失われた信頼を容易に回復することはできなかった[20]。

同様に、満州事変後に生じた「第二の転換」（戦略的ライバルから敵対国へ）の時点も、必ずしも明確ではなかった。帝国秩序を重視するイギリスはもちろん、日本側もイギリスとの「友誼」を信じ、関係回復を繰り返し試みた。1935年の広田弘毅外相でさえ、日英関係を「表向きは同盟としないけれども、事実は同盟と同じやうなもの」[21]と評価していた。

満州事変から日中戦争勃発まで、イギリス外務省はジョン・サイモン（John Simon）、サミュエル・ホーア（Samuel Hoare）、アンソニー・イーデン（Anthony Eden）という三人の外相を迎えることになった。サイモンは極東情勢への理解に乏しく、過度に慎重で優柔不断と見なされていた[22]。そのため、彼は矛盾に満ち、時に滑稽とも見える政策を進め、また「二重外交」が顕著となった主要な要因の一つになった。ホーアは「親日派」と位置づけられることもある、当時のイギリス外相の中では異質な人物であった[23]。彼は日英関係改善のため、日本との中国分割の可能性を検討するよう指示し、外務省内に亀裂を生じさせた。最後のイーデンは日本に対して冷淡で、敵意さえ抱いていた「反日的」な人物であったと見なされている[24]。

満州事変以降、最初にその対応にあたり、かつ最も重要な役割を担った外相は、サイモンであった。外相としての彼の指導力の低さからも、当時

19）Best and Cortazzi eds., *British Foreign Secretaries and Japan, 1850–1990*, p. 154.

20）後藤、前掲『上海をめぐる日英関係 1925-1932年』、6－7頁。

21）原田熊雄述、近衛泰子筆記、里見弴等補訂『西園寺公と政局』第四巻（岩波書店、1950）、111頁。

22）Best and Cortazzi eds., *British Foreign Secretaries and Japan, 1850–1990*, p. 170.

23）Ibid., p. 181.

24）Ibid., pp. 184–187.

の外務省は極東局の影響を強く受けていた[25]。日本に関連する政策を直接担当する部門であるにもかかわらず、チャールズ・オード（Charles Orde）を代表とする極東局の主要メンバーは対日強硬派であった。

サイモンの外交指導における混乱が最初に、そして最も顕著に示された事例は、満州事変に対するイギリス政府の対応であった。満州事変における日本の立場は、フランシス・リンドレー（Francis Lindley）駐日大使が指摘したように、当初から他国の介入を拒否するものであった[26]。これに対し、アメリカ政府は日本の行動を「侵略」と認定し、軍事力による現状変更を承認しないという、いわゆるスティムソン・ドクトリンを公表した。後に述べるように、サイモンは、この両極端な立場の間で中立を保とうとした[27]結果、満州事変後には繰り返し日本との友好関係を強調し、日本の立場への理解を示した。国際連盟においても、イギリスは「永久に満州国不承認」とするような宣言を表明することを避け、他の加盟国による同様の宣言を阻止しようと努めた。一方で、サイモンは日中両国間で直接交渉を行うことには反対し、国際連盟を中心とした国際的な枠組みの中での解決を志向した。その結果、イギリスの立場は、中国などの国際連盟加盟国やアメリカから「日本寄り」と批判されながらも、日本側からも十分な理解を得ることはなかった。

この時期のサイモンの対日政策の基準は、中国をめぐる九カ国条約の堅持にあったといえる。彼は満州国塩務問題や承認問題において、日本を九カ国条約違反として非難した。しかし、満州事変そのものが九カ国条約の門戸開放原則や中国の領土保全を侵害する行為であったという事実を意図的に看過したため、このようなイギリス政府の主張は中国をはじめとする他国からの賛同を得ることは極めて困難であった。

---

25） 細谷千博「一九三四年の日英不可侵協定問題」、『国際政治』58号（1978）、69-85頁。

26） *Documents on British Foreign Policy, 1919-1939,* Ser. 2（DBFPと略）, Vol. 10, p. 596.

27） Best and Cortazzi eds., *British Foreign Secretaries and Japan, 1850-1990,* p. 165.

1933年、「日本と中国を分割すれば英中関係が悪化し、イギリスに不利益をもたらす」[28] という見解がイギリス外務省内で広がっていたにもかかわらず、サイモン外相の対日政策をめぐる基本姿勢は変化しなかった。

1934年 4 月、日本外務省情報部長の天羽英二が「日本は東アジアにおいて特殊な地位と使命を有する」との独断的な声明（天羽声明）を発した。この声明はイギリスメディアで「東アジアモンロー主義」と受け止められ、サイモン外相は対日警戒感を募らせるようになった[29]。だが、サイモンは「東京政府は実際に於て斯る危険（『九カ国条約』違反）を避けんとしつつあるを以て、英国政府の政策にして斯る危険を生せしむるもの無し」[30] と宣言し、リンドレー大使に対し、日本の九カ国条約に対する態度を確認するよう指示した[31]。ここから見ても、天羽声明に直面したサイモンの対日政策は、満州事変時とほぼ変わらない宥和的なものであったといえる。

同1934年、イギリスの内閣は日英不可侵条約の構想を考案した。サイモンは当初この提案を支持したが、親米・反日的な立場を取る極東局の強い反発により、その立場は動揺していった。最終的に、外務省の外部にいる親米派の活動や、日英接近に対するアメリカの警戒感、さらには広田外相の消極的な意向の影響を受けて、サイモン外相はこの構想を断念するに至る[32]。

1934年10月、満州国が石油専売制度を公表したことは、満州事変以来の日英間最大の経済的衝突を引き起こした。この際、サイモンは初めて日本に対する公式抗議を検討したが、米（アメリカ）、蘭（オランダ）との共同抗議の形を求めた。しかし、企業による選択の自由を優先するアメリカの協力を得られず、結局非公式の抗議にとどまった[33]。1935年に入ると、

28） FO371/17154.

29） *British Documents on Foreign Affair,* Part II, Series E（BDFAと略）, Vol. 13, p. 167.

30） 『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第三巻、573-576頁。

31） BDFA, Vol. 13, pp. 162-163.

32） 細谷、前掲「一九三四年の日英不可侵協定問題」。

33） 吉井、前掲『日本の中国占領地支配』、47頁。

イギリス外務省は満州における既存の利益を「重要利益」と認定し、満州国との石油貿易を実質的に中止した。この事件は外務省内に強い対日不信を生み出し、以後の対日政策に決定的な影響を及ぼした。他方で、サイモンは対中国経済支援を論じる際、「関係各国の『友好的』同意」[34]を強調した。ここでいう「関係各国」が主に指すのは、日本であることは明らかである。この点から、「満州では対日強硬、中国本土では対日妥協」という構図は、サイモン外相期の末期にすでに顕著に現れていたといえる。

1935年6月、第三次ボールドウィン内閣が成立すると、イギリスの外相はサミュエル・ホーアに交代した。ホーアの発言からは、前任のサイモンや後任のイーデンと比べて、親日的姿勢が明らかであった。1935年7月、外相着任早々に、彼は日本との友好関係を強調し、日中友好の促進が中国の安定に有益であると主張した[35]。12月の議会演説では、「(華北) 自治運動は純然たる支那人の運動にして……日本が軍事的干渉を計画しつつありとの考は全然無根なり」と宣言し、場内に何度も笑いが起こった[36]。

しかし、結果としてホーアの対日政策を単純な親日策と評価することはできない。親日的発言とは裏腹に、実際の政策は日英関係の悪化を加速させる方向に進んだ。1935年10月、満州国でイギリス長老会関係者が逮捕される事件が発生した際、ホーアはロバート・クライブ (Robert Clive) 駐日大使に対し、日本政府に対して抗議を行うように指示した[37]。抗議の形式を明示的に特定しなかったものの、公式な抗議を想定していたことは明らかであった。これは、前任のサイモンが同様の事件に対して、日本に対して抗議を行うことには極めて慎重であったのとは対照的である。11月には、華北自治問題に関連して、日本に対し九カ国条約の遵守を要求し、その結果、広田外相の不満を招いた[38]。

アンソニー・イーデンは、1935年12月からホーアを継いで外務大臣を

34) BDFA, Vol. 14, p. 86.
35) 『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第四巻、275-277頁。
36) 同上、278-280頁。
37) BDFA, Vol. 14, p. 264.
38) 『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻、416-417頁。

務めることになった。同時期に日本側は、イギリス政府との関係改善を積極的に模索した。広田首相は繰り返し「日英友好」を強調し、吉田茂駐英大使も独自の関係改善策を提案した。しかし、イーデン外相は1936年に日英不可侵条約の提案を正式に拒絶し、1937年になると「中国を犠牲にしないこと」を日英和解の前提条件として明言した[39]。彼は、日本政府の「日英和解」提案に対して、終始警戒感を緩めなかった。

一方で、外務大臣としてイーデンはイギリスの国益を最優先に考慮し、日本との全面的な敵対を避けようともしていた。彼は、満州事変とエチオピア危機の性質が異なることを主張し[40]、満州事変を明確な「侵略」とは位置づけなかった。また、吉田茂の私案を受け取った際、イーデンは吉田が日本政府をどの程度代表しているかについて疑念を抱いていたものの、この計画に積極的に応じることは日本政府内の「穏健派」の勢力を強化する上で有効であると考え、接触を継続した。しかし、前任のサイモンやホーアとは異なり、イーデンは自ら積極的な対日和解案を提示することはなかった。クライブ駐日大使が指摘したように、当時のイギリス外務省は、日本側から和解案が提出されるのを待つ消極的な姿勢を示すに過ぎなかった[41]。

1937年７月の盧溝橋事変は、日英交渉を中断させた。日中戦争初期段階において、イーデン外相はそれまでの対日政策を大幅に修正するようなことはなかったが、日中戦争の長期化によってイーデンの対日姿勢を親中的、そして反日的な方向へと転換していった。彼は、積極的に中国が日本に対抗するのを支援するような政策を示すようになった[42]。1938年の近衛文麿首相による「爾後国民政府を対手とせず」の声明や、有田八郎外相の「東亜新秩序」宣言は、日英和解の可能性を事実上閉ざす結果となった。

イギリス政府内での多様なアクターの間の駆け引きを考慮するならば、

39）　BDFA, Vol. 16, p. 1.

40）『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第四巻、216-217頁。

41）　FO371/20279.

42）　Best and Cortazzi eds., *British Foreign Secretaries and Japan, 1850–1990*, pp. 186-187.

満州国をめぐる日英関係の変化を理解する上で、外務省を見るだけでは十分とはいえないであろう。イギリスの政策の最終決定権限は、外務省ではなくあくまでも内閣にあった。それゆえ、首相や他省の関係者、特に大蔵省が、内閣の閣議などを通じて外交に影響を及ぼすことも当然なことであった。また、王室や自治領の影響も無視できない。外務省と同じく、これらのアクターの対日政策の転換も、おおむね1934年後半から1935年前半に見られるようになっていた。

しかし、前述の政策転換は、あくまでも上層部に留まった。指導者の政策決定は必ずしも純粋な国益に基づくものではなく、政治家個人の感情や信念に左右されやすく、場合によっては国益から大きく逸脱する事例も存在する。また、ホーアのように理念と実践が逆行するケースも見られる。したがって、満州国をめぐる対日政策の変化について、イギリス外務省の「満州国」認識を主眼に置きつつ、具体的な分析を行う必要がある。

## 三　イギリス外務省の「満州国」認識

イギリス外務省において、「満州」に対する認識と、「満州国」に対する認識は同一ではない。近代日本について、「満蒙特殊権益」という概念が周知されている。それは日露戦争以降の日本の「ポリティカル・コレクトネス」として、世論だけでなく、政策指導者の考え方にも影響を及ぼした。イギリスの指導層は、日本の満州における立場、特に「満蒙特殊権益」を相当程度正しく理解していたといえる。ワシントン会議準備のための覚書では、ソ連との勢力均衡の観点から満州における日本の存在を必要不可欠なものと位置づけていた[43)]。このようなイギリスの立場は、満州事変後においても基本的に変わらなかった。一方で、日本が満州を「特殊地域」と捉えたのに対し、イギリスは満州を「完全な中国領」と認識していた。

しかし、満州国建国後は状況が大きく変化した。その主な理由は、「満州国」の内在的な矛盾が、イギリス指導者の認識を混乱させたためである。

43）　FO410/68.

この矛盾とは、「満州・満蒙」概念自体の曖昧さが顕在化しただけでなく、日本の満州国設計によっても生み出されたものである[44]。イギリス外務省は、「満州国」のアイデンティティを判断するだけでなく、日本やイギリスの全体的戦略におけるその位置づけも評価する必要があったため、「満州における日本の立場」よりもはるかに複雑な認識を迫られたといえる。

以下では、「間帝国的視点」を踏まえつつ、使節レベル（駐日大使、駐華公使／大使、領事）、本省（局長、外務次官）、外相の三つのレベルから、「満州と日本」「満州と中国」「満州とソ連」という三つの視点で分析する。

### ㈠　使節のレベル――「外務省年次報告書」を中心に

使節レベルでの認識を最もよく反映するのは、外交報告（Annual Report）である。この外交報告は、各地在勤の大使・公使・領事が年次で作成し、外務省に報告する文書であり、「年次報告書」とも呼ばれる。現地の概況や主要事件の記述に加え、報告者自身のコメントや評価を含むため、作成者の立場や態度を読み取ることが可能である。本論文では、満州をめぐる外交関係に着目して考察を進める。

#### 1　前期（1931年～1933年）

1931年から1933年までの「日本」についての年次報告書の作成者は、駐日大使のリンドレーであった。彼は自らはそのように見られることを否定していたものの、親日派と見なされることが多かった。彼の日本寄りの立場は、年次報告書にも顕著に表れている。大使在任中の 3 年間の報告書において、リンドレーは日英関係の悪化を遺憾とし、日英和解を強く望んだ。さらに、日本と中国の直接交渉による満州事変解決を主張し[45]、イギリスが日本に対抗しないよう外務省を繰り返し説得した。

「満州と日本」について、リンドレーは「日本政府と軍部との闘争」と

44）　山室（1993）は、頭が獅子（関東軍）、胴が羊（天皇制国家）、尾が龍（中国皇帝及び近代中国）という怪物キメラを、満州国の肖像に想定している。前掲『キメラ』、16頁。

45）　DBFP, Vol. 11, p. 153.

いう視点から捉えていた。彼は、軍部の暴走により日本政府が満州国の情勢を完全に制御できていない事実を認識し、日本政府による満州国の承認も「軍を宥める」ための措置と判断した。しかしリンドレーは、日本政府に対してこの問題をめぐり干渉できないというよりも、むしろ干渉したくないと考えていた可能性が高い。彼は、満州当局がイギリスの利益を損なった場合には、日本政府に対してそのような働きかけをすれば必ず解決できると信じていた[46]。したがって、1932年の報告書では、日本と満州国の関係を「クローマー卿（Lord Cromer）統治下のエジプトと類似の体制」[47]とし、この体制を中国の主権下に据えることを事変解決案として提案した。彼は、満州事変に際して現状維持を求める方針に同意し、それゆえ日本外務省に対し満州国不承認を繰り返し説得していた。このような主張は、情勢の推移に対する彼の認識に対して、一定の影響を及ぼしていた。門戸開放への懸念や、偶発事件が存在したにもかかわらず、日本側が示していた友好的態度から、満州における日英経済協力を楽観視していた。

「満州と中国」について、リンドレーは1931年の報告書で、中国の反日的姿勢を満州事変勃発の直接的原因と位置づけた[48]。彼は、日本が中国本土へのさらなる進出の意図を有さないと判断したため、中国側の日本に対する妥協により事変を収束させる方策を提案した。同時に、事変の拡大を防ぐため、それが開始される前の段階では、日本軍の要人に対し熱河攻撃を控えるよう説得した。この問題をめぐるイギリスの駐華公使館の視点はリンドレーと部分的に一致していた。1931年の「中国」報告書では、中国政府のそれまでの満州政策が事変の要因の一つに挙げられていた[49]。マイルズ・ランプソン（Miles Lampson）駐華公使は、中国の対日妥協による事変収束に同意したものの、立場は明らかに親中的であった。彼は中国の満州奪還に反対する理由を、中国の力不足に求め、日本を刺激せずに長城

46） DBFP, Vol. 10, p. 661.
47） BDFA, Vol. 12, pp. 64–126.
48） BDFA, Vol. 11, pp. 1–90.
49） R. L. Jarman *China: Political Report 1911–1960,* Vol. 4（Archive Editions, 2000）, pp. 529–531.

以南の開発に集中すべきであると主張した。また、リンドレーとは異なり、ランプソンは日本の華北進出を強く警戒し続けた。バークレー・イングラム（Berkeley Ingram）駐華公使館参事官もランプソンの見解とほぼ一致し、1932年の報告書で満州国を日本の「保護国」と位置づけながら[50]、中国進出の足がかりとなるであろう将来を想定していた。

「満州とソ連」については、リンドレーはソ連を満州事変の根本的原因とみなしていた。日本陸軍が長期間にわたって「日ソ必戦論」を宣伝してきた結果、リンドレーを含む一部のイギリス外交官はこれを信じるようになっていた。彼は満州事変の主因を、日本陸軍の「対ソ防衛」への執着にあると判断した[51]。したがって、満州での日ソ戦争、特に日本側の挑発による開戦を強く警戒していた。一方で、彼はソ連側の動向にも懸念を抱いていた。「ソ連は満州問題に巻き込まれることを避けているが、状況が深刻化すれば介入する可能性がある」[52] と判断し、日ソ開戦がソ連の勢力拡大を招くと警告した。これに対し、イギリスの駐ソ大使のエスモンド・オーヴィー（Esmond Ovey）は、ソ連が満州に介入する意図はないと反論していた[53]。

1931年および33年の「関東州」報告書の作成者は、エズラー・デニング（Esler Dening）大連副領事であった。「満州と日本」について、デニングは1931年の報告書で日本の満州支配をある程度肯定する姿勢であったが、1933年の報告書では反対に、否定的な態度に変化していた。「満州と中国」について、彼は満州周辺での日本の特務機関の活動を警戒し、日本のさらなる中国進出の可能性を想定していた。「満州とソ連」については、日本側の挑発に着目し、日ソ開戦の危険性を一貫して警戒した[54]。

要するに、1933年までの時期におけるイギリスの外交官は、日本の「満蒙特殊権益」を前提に、満州国が長期的に存続していくことを想定し、こ

50）Ibid., p. 621.
51）DBFP, Vol. 11, pp. 452–453.
52）BDFA, Vol. 11, pp. 376–377.
53）Ibid., pp. 417–418.
54）BDFA, Vol. 11, pp. 239–254; Vol. 13, pp. 124–147.

れを満州事変の収束策として位置づけていた。彼らは、日本のさらなる中国進出を警戒していた（リンドレーは例外であった）ものの、日中戦争よりも日ソ戦争の可能性をより重視していた。

### 2　後期（1934年～1936年）

1934年から1936年までの「日本」報告書の作成者は、駐日大使のクライブであった。ベストは彼のことを、「親日派と対日強硬派の狭間」に位置づけられる人物と評している[55]。前任のリンドレーとは異なり、クライブは個人的な見解を強く主張することを控え、現状維持を前提に、情勢の推移を見守る姿勢を示した。このため、イギリス外務省から高い評価を受けた。外交報告から見て取れるように、クライブは1934年の報告書では対日友好の重要性を強調していたが、1936年の報告書では日英間の衝突を強く指摘するようになり、日本に対する感情は著しく悪化していた。1935年に提出した「対日強硬は日本の譲歩を迫る上で有利である」[56]という報告が、この転換点であった。

「満州と日本」について、クライブはリンドレーと同様に「日本政府と軍部との闘争」という視点から捉えていた。しかし、彼はこの二分法をより徹底しながら、日本軍に対して強い不信感を抱いていた。クライブにとって、「満州国」はあくまでも関東軍が操る道具に過ぎなかった。1935年の報告書では、東京が満州での事件を制御できていないことを強調していた[57]。また、1936年の報告書では、イギリスの在満利益はすでに極めて限られたものとなっており、さらに限定的なものになる恐れがあると指摘し、満州当局が賠償を拒否する姿勢を強く非難した[58]。

「満州と中国」について、クライブは満州国を中国本土進出の足がかりと見なしていたが、それはあくまでも軍部に限定的な考えと位置づけた。

---

55）アントニー・ベスト『大英帝国の親日派―なぜ開戦は避けられなかったか』（中央公論新社、2015）、武田知己訳、66頁。

56）DBFP, Vol. 20, pp. 662-665.

57）BDFA, Vol. 14, pp. 294-337.

58）BDFA, Vol. 15, pp. 251-294.

1934年の報告書では、日本政府がイギリスとの中国分割を検討していると判断したが、それはあくまで経済的な意図からくるものであると認識した。さらに、日本政府は中国本土を「手放したい」と見なした[59]。したがって、彼は対中支援における日英米協力を提案した。

しかしながら、それによって、華北事変に伴い日本外務省が次第に軍部の行動を支持するようになったことは、彼の日本に対する不満を増大させた。駐華公使館（後に大使館）の視点はクライブと概ね一致していた。中国公使（後に大使）を務めたアレクサンダー・カドガン（Alexander Cadogan）は、前任のランプソンとは異なり、イギリスの利益を最優先する姿勢が顕著であった。例えば、1934年には中国での対日協調を強調し、中国における日本の「特殊関心」への理解を示す一方で、カドガンは華北事変を、日本軍が「満州国の緩衝地帯を構築する」[60] 意図によるものと的確に判断し、華北自治運動を「短期的にイギリスに有利、長期的に不利」[61]と評価した。

「満州とソ連」においては、クライブはソ連が日本にとっての最大の仮想敵国となっているとみなしていた。したがって、満州石油専売事件が発生した際も、「アメリカと協力して日本に対抗する」という主張には反対した[62]。ところが、1935年になると、北満鉄道売却により日ソ間の緊張が沈静化する。この経緯から見て取れるように、クライブの対日感情の悪化には、軍部の華北進出により日本政府が軍に圧倒されることへの失望に加え、自らの対ソ脅威判断が外れたことへの幻滅も影響していたといえる。

1934年および35年の「満州国」報告書の作成者は、奉天総領事のバトラー（P. D. Butler）であった。「満州と日本」について、バトラーは1934年の報告書で満州国を「日本の支持をうけた保護国」と位置づけたが、リンドレーが主張した「クローマー体制」を期待していた。彼はクライブと同様に、「満州国」を関東軍の道具とみなして「日本の文官が関東軍に影

59）FO371/19357.
60）DBFP, Vol. 20, pp. 471-480.
61）Ibid., pp. 550-552.
62）FO371/18169.

響を及ぼし得ない」と明言し、「クローマー体制」を拒否する関東軍に対して、明確に批判的であった。「満州と中国」については、カドガンと同様に、日本の華北進出を「満州国の緩衝地帯構築」と解釈し、中国の満州国承認の可能性を低下させると評価した。「満州とソ連」については、関東軍批判の視点からソ連の北満鉄道売却を高く評価しつつ、関東軍の好戦的態度が日ソ戦争を引き起こす可能性を警戒した[63]。

バトラーが一時休暇を取ったため、1936年の「満州国」報告書の作成者は臨時総領事のオスカー・モーランド（Oscar Morland）となった。1936年の報告書では、英満関係に関するコメントが「満州国と友好的非公式関係を維持」（1935年）から、「満州国と非公式関係を維持し、アメリカとの協力を重視」[64] に変化していた。この変化は、外務省本省の対日態度の転換と一致している。

要するに、1934年から1936年にかけてのイギリスの外交官は、満州国をほぼ一貫して、「関東軍の道具」であると捉えていた。彼らの、満州国と日本、中国、そしてソ連との関係に対する見方は相当程度一致しており、外務省本省の対日態度を一定程度反映していたといえる。

### ㈡　本省のレベル

イギリスの各省において、本省の公務員は政策決定で極めて重要な役割を果たしていた。外務省の場合、局長や外務次官などの公務員は、使節・領事から得た情報を整理して外相に意見を提出するだけでなく、具体的な政策の実施責任者でもある。

ロバート・ヴァンシッタート（Robert Vansittart）外務事務次官は、対日強硬派と見なされることが多い。ベスト（2002）によれば、ヨーロッパ戦争が発生しない限り、日本がイギリスに挑戦する勇気はないとヴァンシッタートが判断し、対独警戒を優先していたと指摘している[65]。ヴァンシッ

63）　BDFA, Vol. 13, pp. 373–442; Vol. 14, pp. 346–406.

64）　BDFA, Vol. 15, pp. 295–334.

65）　Antony Best, *British Intelligence and the Japanese challenge in Asia, 1914–1941* (Palgrave Macmillan, 2002), p. 132.

タートは、満州事変期にイギリスがスティムソン・ドクトリンを受容する上で鍵となる人物であり、1934年の防衛要求委員会（DRC）報告書では日本をドイツ・イタリアと並ぶ「脅威」と位置づけ、大蔵省の対日宥和策に強く反対した。彼は満州国を主に日ソ関係の観点から捉え、日ソ対立の最前線とみなしていた。日ソ衝突によって、日本がイギリスに対して対抗的な姿勢を示す可能性が低下すると認識しつつも、日ソ開戦自体を望んではいなかった[66]。

ヴィクター・ウェルズリー（Victor Wellesley）事務次官補の対日態度は、ヴァンシッタートほど強硬ではなく、満州国を主に経済的側面から評価し、日本の満州支配に一定の理解を示した。例えば彼は、「親米反日」がイギリスの利益に適合しないとして、政策を修正するように外務省内に対する説得を試みた。また、日本が満州国に借款を供与した際には、「反対すれば満州が中国の一部ではないことを認めることになる」[67]という理由で、それに対する黙認の必要を主張した。しかし、政府内の親日派の立場とは異なり、満州国を足がかりとして、日本によるさらなる中国本土進出を警告した。さらに、満州石油専売事件に直面した際には、アメリカとの協力による対日強硬策を提案し、石油問題の解決だけでなく、海軍軍縮交渉での日本譲歩を引き出すことを期待した[68]。

オード極東部長は親米反日派の代表的人物であった。ヴァンシッタートは極東問題でしばしばオードの意見を求め、ある意味で彼に依存していたといえる。満州石油専売事件の際、アメリカが公式抗議を控える意向を示したにもかかわらず、オードはアメリカの態度変更を期待するよう外務省内に説得を試みた。彼は満州国を日本の侵略の「実践成果」と位置づけ、日本の中国に対する野心を警告した[69]。オードの影響の下で、外務省極東局は本省に対し日本に対抗すべきであるとの意見を強く訴えた。しかし、イギリスの満州における利益維持を考慮し、彼は覚書で満州国を不承認と

66）Ibid., p. 127.
67）DBFP, Vol. 11, p. 92.
68）FO371/18191.
69）DBFP, Vol. 20, pp. 383-388.

する約束を否定する立場も取った[70]。

要するに、本省の公務員は、日英・日ソ関係のマクロな視点から捉え、「満州国」をイギリスの全体的戦略に位置づけた。このレベルに、リンドレーのような明確な親日派が存在しなかった点は、この時期のイギリス外務省の一般的な満州国認識に重要な影響を及ぼしたといえる。

### ㈢　外相のレベル

使節や本省とは異なり、外相の発言や通信が「満州国」認識に言及する場合、外務省の公式的立場を代表する側面が強く、必ずしも個人の認識を直接反映するものではない。しかし、結果として両者はイギリス外務省の対日政策に影響を及ぼしたといえる。

この時期のイギリス外務省の「満州国」に関する基礎的な認識を形成したのは、サイモン外相であった。満州国建国後、サイモンは議会演説で、満州国が中国からの分離主義的な政府となると位置づけ、イギリスの初期の対応方針を定めた。彼は満州国との公式的接触や、「満州国」という表現の使用を避けるよう指示した一方で、入国時の満州国パスポートの利用を許可し、満州国当局に貿易申請を提出した。特に、国際連盟を優先する立場を示しつつ、連盟イギリス代表に対し「イギリスの対満政策が連盟の立場に制限されない」[71] と明言した。この一連の政策は満州国を後日承認する余地を残すという印象を与えた。

サイモンの満州国の位置づけ、特にその中国との関係については相当に複雑なものであった。満州事変期、サイモンは満州関連の一連の情勢に対処する際、ランプソン駐華公使とリンドレー駐日大使の双方の意見を頻繁に聴取していた。これは、彼の「日本重視」を示すものでもあった。しかし、満州国関連問題を扱う際には、少なくとも名目上「中国の問題」を前提としたといえる。その代表例が満州海関問題である。満州国建国により満州海関が接収された際、海関行政の統一性と外債賠償を重視するサイモ

70）　DBFP, Vol. 10, pp. 808-809.
71）　DBFP, Vol. 11, p. 331.

ンはこれを黙認した。アメリカが日本への抗議にイギリスの協力を求めたのに対し、サイモンはスティムソン国務長官に「抗議しても無駄」であると返信し、「海関行政の統一性を重視することは中国の現実に基づく」[72]と解釈した。また、満州国が長城線を中国との境界と宣言した後も、熱河事件の際にサイモンは日本が長城以南に緩衝地帯を構築すると判断した[73]。これは、満州国を中国進出の足がかりと見なすランプソンの見解と一致していた。

「満州とソ連」について、サイモンは満州国を日ソ間の最前線と認識していた。日ソ両国とも警戒するリンドレーとは異なり、彼はむしろソ連の「手放し」を懸念した。サイモンはソ連が日本との軍事衝突を避けていると判断した[74]ため、ソ連が満州国承認などの対日宥和策を取る可能性を警戒し続けた。

ホーアは親日派と見なされることが多かったが、満州国を明確に自らの勢力を拡大するための「日本の道具」と捉えていた。彼は1935年の長老会逮捕事件に直面した際、「日本が満州国の政策を制御できないという論理を信じない」という理由で、日本に対して抗議を行うように指示をした。後に述べるように、ホーアは、「日中友好を促進することが中国の安定に有益」[75]であり、「華北自治運動は日本の干渉と関係ない」などの発言を行ったが、これらは対日宥和策を進めるための建前に過ぎなかった可能性が高い。実際、ホーアは松平駐英大使に対し日本の中国進出計画への懸念を吐露し、満州国を「中国進出の足がかり」とみなす見方を示していた。ともかく、ホーアはサイモン外相期の曖昧な満州国認識を固定化し、より明確なものにした。

イーデンは、「満州国」を日中両国間の問題であると位置づけていた。彼は、日中和解を通じて日本と敵対関係となることを避けようとしたが、満州問題を日中間で解決するよう促し、イギリスの立場を積極的に明言し

72）DBFP, Vol. 10, pp. 320-323.
73）DBFP, Vol. 11, pp. 495-496.
74）DBFP, Vol. 10, pp. 445-447.
75）『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第四巻、275-277頁。

なかった。満州国承認をめぐる両国の矛盾が解消されない状況にもかかわらず、イーデンはサイモンやホーアのような積極的な介入を拒否した。1937年11月、満州治外法権問題について、イーデンは「中国と締結した協定は満州国にも適用」[76]されると宣言した。これは満州事変以来、イギリス外務省が満州国の位置づけに対して初めて行った公的宣言であったが、前述の日英関係の敵対化への転換の結果に過ぎず、イーデン個人の独自の立場を反映したものとは言い難い。

要するに、三人の外相は満州国認識において、主に日中関係における位置づけに関心を寄せていた。また、外相の公開的な発言がイギリス外務省の公式立場を代表する性格が強いため、満州国の位置づけを明言することは少なかった。しかし、私的発言からは使節レベルや本省レベルの影響が強く見て取れる。

## 四　日本の使節レベル交渉の影響

近代日本の「多頭の怪物」という状態は、日本の満州支配にも大きな影響を及ぼした。満州事変前、日本の満州支配は関東都督府、満鉄、領事館が司法・警察・行政を担当する「三頭政治」と称され、本国の政軍関係の影響を受けていた。

満州国建国後、日本の満州支配における矛盾はさらに深刻化した。まず、満州国は日本の傀儡政権であったが、実権を握る関東軍が支配する総務庁と日本政府から派遣された各省官僚の対立により、日本政府が満州国を完全的にコントロールできなかった。また、満州国の国名と「満洲族」との関係は曖昧であった。建国宣言では「満州」の一部とされなかった熱河省も含まれた上、公用語として敢えて「満州語」と称する中国語が選ばれた。さらに、1934年に成立した対満事務局から外務省と拓務省が除外されたことは、満州国を「外国でもなく、海外領でもない」特殊な立場に置くも

76）　BDFA, Vol. 16, p. 192.

のであった[77]。溥儀を元首としたことも、一般人に清朝復辟の印象を与えた。

結論として、当時の日本においても「満州国」の位置づけや「理想的な」日満関係について、認識は明確ではなかった。しかし、五相会議で満州国擁護を外交の核心に据える以前、さらには満州国承認以前に、日本外務省はすでに国際社会に対し満州での現状維持や満州国擁護を強弁する対応に追われていた。また、「満蒙分離」という理念は、外務省において最初から揺るがなかった。

以下では、日本の使節レベル交渉に焦点を当て、1932年の満州国建国から1935年末までの満州国をめぐるイギリス外務省の対日政策を年ごとに分析する。本章における「使節レベル交渉」とは、日本の駐英大使（松平恒雄と吉田茂）とイギリス外務省との直接交渉、およびイギリスの駐外使節や武官を活用した間接交渉（主に当時の外相や外務次官だが、谷正之アジア局長や駐華公使館の役割も無視できない）という二つのメカニズムに限定する。なお、日英間の政治的関係を検討する際には、前章で述べた「間帝国的視点」を踏まえ、満州国をめぐる日ソ・日中関係におけるイギリスの関与にも触れる。

### ㈠　1932年

#### 1　政治的関係

1932年の満州国をめぐる日英間の政治的関係の中心は、満州国承認問題にあった。満州国成立直後、イギリス外務省は外蒙古と同様の態度で対処する方針を表明した[78]。3月、サイモン外相は議会演説で満州国を中国からの分断政権と位置づけ、「中国で分断政権がよくある」と解釈した。外蒙古はロシア（ソ連）以外の国から承認されず、国際社会で分断政権と見なされていた。この外蒙古の事例は、満州国問題の参照枠として機能し

77）　宮田昌明『満洲事変―「侵略」論を超えて世界的視野から考える』（PHP研究所、2019）、361頁。

78）　DBFP, Vol. 9, pp. 618-620.

得た。一方、日本メディアが「日満関係は英チベット関係に類似する」と宣伝したのに対し、イギリス外務省は「満州問題には歴史的経緯がない」[79]と反論した。イギリスは1913年に「独立」を宣言したチベットで「特殊利益」を有していたが、日本軍に依存する満州国と同様視するのは不適切であった。

実際、イギリス外務省、特にサイモン外相が最も望んでいた日満関係は「クローマー体制」であった。この構想は、満州事変期のイギリス対日交渉における満州国承認方針の基盤となった。1915年の中蒙ロ協定が外蒙古を中国主権下に置いた事例が、この発想を支えていた。この間、芳澤謙吉外相率いる日本外務省はイギリスへの配慮から、満州国不承認を宣言し、日本政府が満州建国に関与しなかったことを強調した。これにより、英外務省に希望を与えた。しかし、満州事変直後、「新国家樹立」はすでに陸軍省の決定事項となっていた[80]。若槻礼次郎内閣の「事変不拡大」方針とは異なり、1931年末に発足した犬養毅内閣が満州国の存在を事実上認めたため、日本外務省は反対の立場を維持できなくなった。つまり、芳澤外相期の「不承認政策」は、単なる時間稼ぎに過ぎなかったといえる。松平駐英大使も、サイモンに対し満州の将来に関する意見表明を拒否した[81]。

犬養内閣の満州国承認への消極的姿勢が「五・一五事件」を招いた。内田康哉が外相に就任した後、日本外務省の満州問題に対する姿勢は著しく強硬化した。6 月末、日本政府が可能な限り早期の満州国承認を宣言した際、リンドレーは「賽は投げられた」と判断した[82]。これに対し、サイモンはリンドレーを通じて日本政府に警告を発した。「九カ国条約が満州の独立を明確に反対するものではないとしても、満州独立を支持することは九カ国条約違反である」との趣旨であった[83]。この強い反応の背景には、九カ国条約重視に加え、自らの構想が崩れたことへの幻滅感もあったと考

79） Ibid., pp. 671-673.
80） 山室、前掲『キメラ』を参照。
81） DBFP, Vol. 9, pp. 643-645.
82） DBFP, Vol. 10, p. 540.
83） Ibid., p. 606.

えられる。

1932年末、満州国承認問題の焦点はリットン報告書に移った。リットン報告書は、リットン卿（Lord　Lytton）を団長とする調査団が満州事変を調査した後に提出した報告書であり、国際連盟の満州問題に対する最終報告書ではなかった。この報告書は満州の特殊性を認めつつ、日本の行動を非難したため、連盟が報告書をどの程度、どのように採用するかが争点となった。これに対し、リンドレーは連盟が報告書を全面的に採用した上で、速やかに日中間の直接交渉を開始すべきであると提案した[84)]。しかし、サイモンは国際的解決を堅持し、リンドレーの提案を却下した[85)]。彼はさらに、米ソが参加すれば日本が譲歩すると判断し、両国の報告委員会への加入を提案した。

日本はこの提案に強く反対した。また、松岡洋右連盟日本代表は満州問題を日中間の問題と位置づけ、連盟が満州国を承認しない場合には連盟脱退を宣言すると脅迫した。これに対して、サイモンは内閣に対し、連盟を優先しつつ日本に対抗する意思がないという解釈の方針を提案した[86)]。また、9月にはオードらに対し満州国承認の利害をまとめるよう指示した結果、外務省は満州国を承認しない方が有利であるという結論に至ったが、「永久的不承認を約束することも不適切である」と明言した[87)]。したがって、サイモンは内閣に対し、連盟や加盟国による「永久に満州国不承認」のような宣言を阻止する方針を表明し、内閣の承認を得た[88)]。しかし、イギリスのこの立場はアメリカの不信と中国の不満を招いただけでなく、日本からの理解も得られなかった。

満州国をめぐる日ソ関係について、ウィリアム・グリーン（William Green）駐ソ大使館第一書記が「満州事変の失敗がソ連に利益をもたら

84）　DBFP, Vol. 11, pp. 120-121.
85）　Ibid., p. 163.
86）　CAB23/73/2.
87）　DBFP, Vol. 10, pp. 808-809.
88）　CAB23/73/4.

す」[89] と判断したように、イギリスの立場は「戦争が発生しない限り日本の満州支配を黙認する」ものといえる。満州事変勃発後、ソ連は日本との衝突を明確に回避する姿勢を示し、日ソ不可侵条約締結の噂も流れたため、イギリス外務省は日ソ両国の動向に注目していた。

日ソ戦争の可能性について、リンドレーは日本の知人に相談した。牧野伸顕はソ連に対する軍事冒険が日本国内で受け入れられないと述べ、谷正之は関東軍の一部過激派がそのような冒険を行う危険性を漏らした。両国政府が北満情勢を相互に非難し、両国メディアが開戦の雰囲気を煽ったにもかかわらず、リンドレーは日ソ開戦の可能性は低いと報告した[90]。一方、イギリス駐ソ大使館はソ連の対日政策、特に満州国承認に関する意向を探った。リトヴィーノフ外交人民委員はオーヴィー大使に対し、満州国を事実上（de facto）承認する可能性に言及した[91]。しかし、ソ連駐日大使は満州国承認に先立ち、ソ満境界線の明確化が必要であると明言した[92]。その言葉通り、1932年後半からソ満境界線での日ソ衝突が発生し、次第に日ソ関係の中心課題となった。

1932年の時点で、日ソ関係よりも満州国をめぐる日中関係の方がより重要な問題であった。1932年前半、日中関係の中心は上海事変の収束にあった。上海事変の原因は、上海民衆の反日行動が日本の軍事介入を招いたものと見なされ、満州問題との直接的な関連はなかった。しかし、中国は米英の交渉参加を利用して、交渉中に満州問題の議論を提出した。日本が満州問題の言及を回避したのに対し、アメリカは中国と同様の要望を支持した[93]。これに対して、サイモンは日英友好を強調し、日本寄りの姿勢を示した。

満州国建国はまた、中満境界線問題、特に熱河問題を引き起こした。満州国建国宣言で熱河省が満州国領に含まれたものの、日本軍は当初、熱河

89） FO371/16246.
90） DBFP, Vol. 10, pp. 725–726.
91） BDFA, Vol. 11, pp. 285–286.
92） DBFP, Vol. 11, pp. 37–38.
93） DBFP, Vol. 10, pp. 434–435.

省に進出していなかった。7 月の朝陽寺事件が発生した後、日本軍は熱河進出を控える姿勢を示しつつ、中国の挑発があれば反撃すると宣言した[94]。イギリス外務省は日本軍の見方に一定の理解を示しながら、日本側の動向を警戒し続けた。ランプソンが中国に対し満州出兵を控えるよう忠告した一方で、イングラムは日本が熱河に野心を有すると外務省に報告した[95]。中国の不安を払拭するため、サイモンも中国との「一番友好的」な関係を維持すると宣言した[96]。しかし、中国はリットン報告書の内容やイギリスの満州国承認問題における立場に失望した結果、国際連盟を通じた解決を諦め、武力による満州奪還の考えを再燃させた。この経緯から、1933年の熱河事件にイギリスが一定の責任を負っていたといえる。

### 2　経済的関係

満州国建国に伴い、日英間の経済的衝突が始まった。その中心は海関問題にあった。イギリスが最も重視したのは海関行政の統一性と外債賠償であった。イギリスは満州国不承認の姿勢を維持しつつ、満州国の存在を前提とした日本との経済関係を模索した。

満州事変勃発後、満州海関は依然として関税収入を国民政府に送金していたが、満州国建国に伴い、満州国当局による海関接収が開始された。ただし、大連海関は「国際関係錯綜」を理由に接収が延期された。当時、中国海関総税務司を務めたイギリス人のフレデリック・メーズ（Frederick Maze）は、イギリスの満州国を分断政権とする立場に従い、「分断政権が領域内の海関を接収し、税収の一部を抑留することがよくある」との理由で、満州国の海関接収を黙認した[97]。アメリカ国務省の共同抗議提案に対し、ランプソンは中国海関行政の統一性を強調し、「海関機関の破壊という代償を払って抗議するのはおかしい」[98]と反対した。この意見がイギリ

94）　DBFP, Vol. 10, p. 664.
95）　Ibid., pp. 682–687.
96）　Ibid., pp. 781–783.
97）　吉井、前掲『日本の中国占領地支配』、66頁。
98）　DBFP, Vol. 10, pp. 76–78.

ス外務省の公式見解となった。

海関行政の統一性を維持するため、ランプソンは中国政府に対し満州国当局との妥協を積極的に勧告した[99]。矢野真駐華公使館参事官もこれに同意し、中国の立場を考慮して「非公式であってもよい」と明言した[100]が、満州国当局は独立した海関機関の設置を主張した。これに対し、リンドレーは有田八郎外務次官に対し、関東軍の独断行動を抑えるよう求めた[101]が、期待した結果を得られなかった。これは、日本政府と関東軍のせめぎ合いを反映したものであった。

6月に入ると、満州国による大連海関接収の動きが顕在化した。サイモンは大連海関の接収自体に反対しなかったが、イングラムは日本のために中国に圧力をかけるべきではないと強く訴えた[102]。6月16日、満州国当局は福本甚三郎大連海関総税務司に対し、上海への送金中止を要求した。福本がこの要求に従って送金を中止した結果、宋子文財政部長は彼を罷免した。イングラムはこれを「愚策」と即座に批判した[103]。彼の指摘通り、満州国当局は福本罷免を機に中国との交渉を打ち切り、大連海関を含めた満州全域の海関を接収し、独立した海関機関の設置を達成した。7月8日、イングラムは海関行政の統一性回復を不可能と判断し、「これ以上関与すれば日本の代弁者となる」と警告した[104]。サイモンはこの意見を受け入れ、対日交渉を停止した。

海関行政の統一性に関する交渉に比べ、外債賠償についての交渉は比較的スムーズに進んだ。1932年7月、満州国当局は満州国が前政府の外債を継承すると宣言し、イギリス側を安心させた。

海関問題以外にも、満州国をめぐる日英間の経済的衝突は複数存在した。例えば、1932年7月、満州中央銀行が英国保険契約を日本の銀行に移管

99） Ibid., pp. 245–255.
100） Ibid., pp. 514–515.
101） Ibid., pp. 477–478.
102） Ibid., pp. 521–523.
103） Ibid., pp. 545–546.
104） Ibid., pp. 587–589.

した事件が発生し、リンドレーは有田外務次官に対し日本政府の介入を要請した。また、イギリス海外貿易部は、イギリスおよび自治領の満州における利益の見通しが暗いという悲観的な予測をまとめた[105]。

サイモンは満州国塩務問題を日本の九カ国条約違反と認識していたが、海関問題に直面した際、「日本に対して九カ国条約について質問するのは賢明ではない」と判断し[106]、交渉停止後の 7 月 13 日になってようやくリンドレーに日本政府に対し「九カ国条約締結国としての義務を想起させる」よう訓令した[107]。ここから見て取れるように、満州国をめぐる経済関係において、両国間に一定の暗黙の了解が存在していたといえる。

### 3　偶発的事件

1932 年、満州国をめぐる日英間の偶発的事件はいくつか発生した。その代表的なものが鴨緑江での英国船捜査事件である。

長期間満州で貿易に従事していたイギリス商人ジョージ・ショー（Geroge Shaw）は、1932 年 4 月 25 日、安東から出航しようとした際、当局から橋の通航禁止を告げられ、事実上抑留された。朝鮮総督府所属の警察が強引に彼の船を捜査した。ショーの抗議を受け、リンドレーはトーマス・スノー（Thomas Snow）駐日大使館参事官に対日交渉を依頼した[108]。5 月 7 日、朝鮮総督府は通航禁止を安全上の配慮と説明し、10 日には外務省も捜査を密輸防止のためであると釈明した。しかし、24 日にショーの船は再び捜査を受けた。今度の実行者は満州国警察であった。27 日、奉天総領事エドワード・エステート（Edward Estate）は日本側に抗議した。7 月 8 日、エステートはイングラムに対し、「在満イギリス人の権利を保障する」よう日本に警告することを提案した。イングラムはこの提案に同意し、さらに満州国警察機関に対して類似事件の再発防止を追及すべきであると主張した。16 日、イギリス外務省も「日本の鴨緑江における警察権は認

105）　BDFA, Vol. 11, pp. 158–159.
106）　DBFP, Vol. 10, pp. 519–521.
107）　Ibid., p. 591.
108）　FO371/16249.

めるが、英国船に対する捜査権は認めない」との立場で抗議を支持した[109]。その結果、満州国警察機関は「二度と発生しない」と約束した。リンドレーはこれ以上の追及を控える決断を下した。11月23日、エステートは満州国当局に対し、「イギリスは臨時措置を黙認するが、英中間の既存条約を尊重すべきである」と伝えた[110]。この一連の経緯から、イギリスの日本の立場に対する理解と、日本側のイギリスへの配慮がうかがえる。

リンドレーは1932年の「日本」報告書で他の日英間の偶発的衝突を紹介しつつ、日本側の問題解決への誠意を強調した。また、1932年の「関東州」報告書では、日本の支配下にある満州がこれまでよりも安定すると見通し、在満投資の明るい未来を暗示した[111]。しかし、1932年 7 月、森島守人奉天総領事代理が満鉄附属地以外でのイギリス人に対する捜査に干渉する権力がないと声明したことは、すでに「責任放棄」の姿勢の兆しを示していた。

## 4　まとめ

要するに、1932年の満州国をめぐる日英間の使節レベル交渉は、満州国建国に伴う諸事件に集中しており、重点が互いの「満州国」認識を相手に納得させることであった。両国間では衝突がいくつか発生したが、まだ「対立」と呼べる段階には至っていなかった。両国は満州事変を早期に収束させるという共通の要望を抱いていたため、互いに理解や配慮を示した。イギリスは満州国不承認の原則を維持しつつ、その存在を事変の結果として事実上黙認した。日本はイギリスとの伝統的な友好関係から、満州での門戸開放を保証し、イギリスの在満利益を重視した姿勢を見せた。しかし、両国の「満州国」認識の相違は、「満州事変の早期収束」という前提が崩れた以降、両国間の衝突をさらに激化させる兆しをすでに示していた。

---

109）Ibid.
110）Ibid.
111）BDFA, Vol. 12, pp. 194–212.

## ㈡　1933年

### 1　政治的関係

前年に引き続き、リットン報告書問題が1933年の日英間の最初の政治的衝突となった。

日本の「日中間直接交渉ないし連盟脱退」という強硬姿勢に対し、イギリス外務省は両者とも在華利益を損なうとして、連盟主導の和解を促すべきであると判断しつつ、日本を刺激することを避ける方針を強調した[112)]。この間、1月3日に山海関で日中両軍の戦闘が発生した。これに対して、イングラムは国際社会の協力により事件拡大を阻止すべきであると主張し[113)]、中国軍撤退を唯一の解決策とした。しかし、ウェルズリーは中国軍の撤退を強制する立場にないとしてイングラムの提案を否定し[114)]、国際的解決を重視する姿勢を示した。日本側はリットン報告書問題に対する強硬姿勢とは対照的に、対英交渉を積極的に進めた。内田外相、重光駐華公使、松平駐英大使はそろって「長城線を越えない」と強調し[115)]、松平はさらにサイモンに対し日本の強硬姿勢の理由を説明した。しかし、山海関事件の発生自体がサイモンに国際連盟の満州事変解決能力の限界を認識させ、「リットン報告書を全面採用」する立場への転換を促した。その影響を受け、パットソン（H. Patteson）ジュネーブ領事は松平に対し、日本がリットン報告書の引用に反対すべきではないと伝えた[116)]。

イギリス外務省の満州国承認問題に対する態度は、前年と比べて大きな変化は見られなかった。その理由は国益認識だけでなく、日本側の交渉に対する誠意への期待もあったと言える。サイモンは満州国に永久的不承認を約束できないとも明言した。外務省の指示に従い、パットソンは連盟総会で、各加盟国が満州国承認問題に対して慎重な態度を取るべきであると

112）　DBFP, Vol. 11, pp. 227-228.
113）　Ibid., pp. 206-207.
114）　Ibid., p. 211.
115）　Ibid., pp. 237, 249-250, 277-278.
116）　Ibid., p. 276.

提案した[117]。イギリスのこの立場は、満州国を「後日承認」する可能性があると中国などに誤解された。しかし、19人委員会が報告書に満州国不承認を明言した結果、日本は3月27日に連盟脱退を宣言した。イギリスの努力は最終的に失敗に終わった。

19人委員会が報告書を作成している間、熱河事件が発生した。リンドレーは日本の軍政要人に対し熱河攻撃を控えるよう説得したが、日本軍は2月22日に熱河攻略を開始した。実際、作戦開始前に松平はサイモンに対し、熱河作戦が『日満協定書』に規定された義務であると説明し、リンドレーも熱河が日本にとって戦略的価値を有すると認めていた。それにもかかわらず、事件発生後、サイモンは日中両国に対する禁輸措置を検討した。その理由は、日本単独への禁輸が中国本土への軍事的冒険を誘発する恐れがあったためである[118]。それでも、日英両国間の相互配慮は残っていた。内田外相は松平召還の噂を否定し、サイモンも日本に口実を与えないよう中国に対し北京―塘沽鉄道の使用自制を伝えた[119]。3月11日、日本が熱河全土を占領した後、イギリスは禁輸措置を撤回した。

熱河事件による国際的非難が日本の連盟脱退を直接導いたという通説がある。イギリスの斡旋で連盟脱退を回避しようとしていた日本側の構想は、熱河情勢の緊迫化を受けて挫折したと思われる。井上（1994）はサイモンが松岡洋右らに「連盟主導下の日中間交渉」という「妥協案」を提案したが、熱河作戦を決めた日本に断られたと指摘している[120]。しかし、宮田（1999）は井上の主張を「史料の誤読」として批判している[121]。実際、いわゆる「妥協案」の出典は原田熊雄の回想録[122]であり、イギリスのアーカイブからその経緯は見つけられず、「妥協案」の内容自体もサイモンの一貫した姿勢と大きく外れていた。史料の誤読なのか、日本の指導層の誤

117） Ibid., pp. 310–311.
118） CAB23/75/12.
119） DBFP, Vol. 11, p. 472.
120） 井上、前掲『危機のなかの協調外交』、36–41頁。
121） 宮田、前掲「満州事変と日英関係」。
122） 原田、前掲『西園寺公と政局』第三巻、718頁。

解と思われる。また、日本の連盟脱退の直接的原因は19人委員会報告書に満州国不承認を明言することにあり、後者は熱河事件との直接的繋がりがあまりなかった。当時のイギリス外務省は、むしろ熱河作戦を満州国「建国宣言」の完成として、満州事変収束のきっかけと捉えていた可能性が高い。

日本の熱河占領や国際連盟脱退は、満州事変の収束を意味するものではなかった。それ以降、日本軍は何度も長城線を越える作戦を行い、ランプソンは日本が北京に親日政権を樹立する可能性を報告した[123]。この一連の事件は、サイモンの満州事変早期収束への決意を刺激した。

塘沽協定締結に至る過程で、最も重要な役割を果たしたイギリス政府関係者はランプソンであった。彼は一貫して中国に対し武力による満州奪還を断念するよう説得し続けた。４月26日、中国側の要請を受け、内閣の許可を得たランプソンは日中間の斡旋を開始した。しかし、停戦協定をめぐる日中両国の争点は多かった。例えば、中国側は後日の満州奪還を考慮して文書化を避けようとしたのに対し、日本側は正式協定を要求した。また、日本は中国の満州国承認を要求し、第三国による斡旋を望まなかった。それにもかかわらず、ランプソンの努力により、日中両国は彼の助言を受け入れ、「満州国」に言及しない停戦協定の締結に至った。

塘沽協定は満州事変を一時的に収束させたが、1933年10月、荒木貞夫陸相は「満州国が間もなく存在しなくなる」と宣言した。この発言は満州国併合を示唆するものと解釈されることが多かったが、スノー駐日大使館参事官はこれを「満州や華北を含む新国家の誕生」と読み取り[124]、日本の華北進出に対する警戒をイギリス外務省に広めたことを示した。

1933年の満州国をめぐる日ソ関係は、北満鉄道問題に集中していた。５月、ソ連は北満鉄道の日本への売却を提案したが、日本側は日満ソ三カ国による協議を要求し、リトヴィーノフ外交人民委員に挑発的な印象を与えた。10月、北満鉄道売却交渉の最中、ソ連は日本が武力で鉄道を奪

123）DBFP, Vol. 11, pp. 527-528.
124）BDFA, Vol. 12, pp. 314-315.

取する計画を有していると公表し、日本に対して優位な姿勢を示した。

### 2　経済的関係

1933年、満州国の門戸開放問題をめぐる日英間の経済的衝突が次第に顕在化した。これは、日本政府と関東軍の間の矛盾を反映していた。満州国の「建国宣言」では門戸開放の尊重を明言し、満州国政府も中華民国が締結した条約に規定された義務の履行を約束していた。しかし、実権を握る関東軍にとって、これらは建前に過ぎなかった。満州事変の企画者と見なされる石原莞爾は、日本とアメリカがそれぞれ東洋と西洋を代表して最終決戦を行うと信じ、満州の資源を最大限利用することを志向していた[125]。関東軍にとって、対ソ防衛という現実的要求からも、「世界最終決戦」という理想からも、門戸開放よりも統制経済の方が望ましかった。したがって、関東軍の支配下で、日本以外の国の満州国における貿易活動は事実上制限された。

1月、英米煙草会社「トラスト」の満鉄附属地における事業経営問題をめぐり、英米は日本（特に関東庁）との交渉を開始した。武藤信義関東軍司令官は東亜煙草株式会社との共同経営を提案した[126]一方、有吉明駐華公使は対外的影響を考慮して経営許可を主張した[127]。2月末、満鉄の同意を得て関東庁はトラストに対し条件付きの経営許可を与えたが、後者は「生産制限」や「将来東亜煙草との提携」の不明確さに対して異議を申し立てた。結果、3月に関東庁が上記2点を削除し、トラストとの合意が成立した。

5月、アメリカの新聞はイギリス商会が「差別待遇」を理由に満州から引揚する可能性を報じた。これに対し、日本側は即座に「差別は誤解である」と反論した[128]。しかし、10月、英米石油会社は満州国が制定した石油輸入関税率の区分方法改正を請願したところ、満州国財政部は一旦保

125）石井寛治『帝国主義日本の対外戦略』（名古屋大学出版会、2012）を参照。
126）『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第二巻、82頁。
127）同上、84-85頁。
128）同上、122-123頁。

留の回答を返した[129]。石油会社はこれに対し斡旋を依頼した。

全体として、1933年の満州国をめぐる門戸開放問題に関する日英間の経済的衝突は、前年よりも重大なものとなった。満州国顧問アーサー・エドワーズ（Arthur Edwards）は、マンチェスターの綿業者が日本に友好的である一方、日本の在満独占に不満を抱いていると明言した[130]。同時代の外交官の重光葵や、外交史家のベストからも親日派の代表と位置づけられるエドワーズでさえ、問題の深刻さを認めざるを得なかった。親日派と見なされるリンドレーでさえ、1933年の「日本」報告書で「満州国が門戸開放を実行しようと実行しまいと、日本が満州経済において支配的地位を維持する」と結論づけた[131]。日本外務省は対英交渉に積極的であったものの、満州国当局に対する影響力は限定的であった。

### 3　偶発的事件

1933年の満州国をめぐる日英間の偶発的事件は、主に満州国承認問題や門戸開放問題に関連していた。その代表的なものが駒井声明である。

4 月、駒井徳三満州国参議は「満州国は同国を承認しない国に対して門戸開放主義を適用し続けない」[132]と宣言した。これに対し、堀内謙介駐ニューヨーク総領事は「駒井氏の満州国門戸閉鎖に関する声明は、日本が列国の満州国不認識に対する報復として、満州の通商を事実上独占すべきことを意味す」[133]と解釈し、アメリカの非難の可能性を警告した。松平駐英大使もイギリス側への説明について本省に対処を求めた。5 月 1 日、イギリス議会で日満の門戸開放に対する誠意が質疑された。その結果、5 月 3 日、満州国外交部は駒井声明の取り消しを公表し、問題を収束させた。

129）　同上、156-158頁。
130）　同上、82-84頁。
131）　BDFA, Vol. 12, pp. 64-126.
132）　JACAR Ret. B08060550300、満洲国門戸放関係一件（E-1-1-0-14_001）（外務省外交史料館蔵）、66画像目。
133）　同上、73画像目。

また、日英間の偶発的衝突がいくつか発生したが、日本側は迅速に解決した。特に、内田外相が遼河でのイギリス船員拉致事件を重視し、積極的に介入して船員を救出した事例は、日本外務省が満州におけるイギリスの権益に配慮していたことを示している。

#### 4　まとめ

要するに、1933年の時点で、日英両国の使節レベル交渉の重点は満州事変の収束に置かれていた。イギリスの対日政策は、表面的には前年と大きな変化は見られなかったが、裏面では確実な変動が生じていた。熱河事件により、イギリス外務省は日本の対外拡張、特に華北進出を警戒し始めた。それに伴い、満州国をめぐる日英間の政治的関係の中心は、満州国そのものから、次第に満州国関連の日ソ・日中関係へと移行していった。また、満州国の門戸開放問題が両国間のせめぎ合いをさらに激化させた。この年、日本では外相が広田弘毅に交代し、五相会議が対英協調を強調した。しかし、イギリスでは日英関係をめぐる議論が活発化した。両国間に相互の配慮が依然として認められるものの、イギリスは次第に日本が期待する方向から離れつつあった。日本外務省は使節レベル交渉に懸命に取り組んだが、その限界に達しつつあることを予感させる状況となった。

### ㈢　1934年

#### 1　政治的関係

1934年の満州国では、二つの重大な事件が発生した。一つ目は帝政移行である。1934年 3 月 1 日、満州国執政の溥儀が皇帝に即位したことで、満州国は「満州帝国」となった。この措置は、一般人に清朝復辟の意図があるとの印象を与え、華北進出への懸念を招いた。二つ目は在満機関改革である。この改革は関東軍の満州国に対する支配力を増大させた。これにより、日本政府が関東軍を制御できないというイギリス外務省の認識が強まり、対日不信を増幅させた。

1934年の日英間における最も重要な政治的争点は、天羽声明をめぐってであった。1934年初頭、国際連盟の対中支援が開始した。ジャン・モ

ネ（Jean Monnet）国際金融顧問は対中国際支援案を提出し、ルドヴィック・ライヒマン（Ludwik Rajchman）連盟保健部長は技術代表として中国の政治的状況についての報告書を作成し始めた。それを背景として、4月19日、日本外務省情報部長の天羽英二は「日本は東アジアにおいて特殊な地位と使命を有する」という独断的発言をし、「天羽声明」と呼ばれた。英米のメディアはこの声明を「東アジアモンロー主義」と認識した。広田外相が即座に中国の「領土保全」や「門戸開放」を尊重する意向を強調したが、サイモンは日本の九カ国条約に対する態度を確かめるようリンドレーに指示した[134]。25日、広田はリンドレーに対し、「本件声明がなるものが何分正式の声明に非る…日本が従来『九箇国条約』を遵守し来り之を犯せること無く」と伝えながら、反日勢力の陰謀を座視できないと強調した[135]。リンドレーも「天羽声明」の目的が中国に対する警告であるため、イギリスが過度に干渉すべきではないと報告した[136]。結果、サイモンは日本に警戒しつつ、イギリスが「天羽声明」の標的ではないと判断し、関連する議論を終わらせた。

「天羽声明」は天羽個人の独断的発言と見なされることが多いが、実際には日本外務省の見解から大きく外れたものではなかった。広田は3月19日に「日本の権威と実力が東亜平和維持の基礎であり、中国に関する国際問題については日本を主とする」[137]ことを公式的立場とするよう指示し、4月18日には国際会議での東亜問題協議を容認できないとの訓令を発した。一方、「天羽声明」に対するイギリス外務省の対応からは、満州事変勃発以来の一貫した宥和的態度がうかがえる。また、声明を収束させるため、有吉明駐華公使、須磨弥吉郎南京総領事、若杉要公使館書記官はカドガンと交渉を行い、後者が「日英の支那に於ける利害関係類似」と明言し[138]、モネ構想に対する否定的姿勢が明らかになった。さらに、イギリ

134）BDFA, Vol. 13, pp. 162-163.
135）『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第三巻、578-580頁。
136）BDFA, Vol. 13, p. 165.
137）『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第三巻、419-420頁。
138）同上、385-387頁。

スは連盟に圧力をかけてライヒマンを罷免した。これらの事実は、イギリスの日本への配慮を示すだけでなく、「帝国秩序」の維持を重視する姿勢も表していた。

1934年において、満州国をめぐる日英間の政治的関係は日ソ関係に集中していた。昨年に引き続き、北満鉄道問題は日ソ間の主要課題であった。ソ連は早期売却を希望したが、交渉は進展しなかった。10月、北満鉄道に対する襲撃事件が発生し、日ソ両国は互いに相手の仕業と主張した。また、ソ満境界線問題も深刻化していた。ソ連は関東軍が戦争を計画していると宣言し、両国間の偶発的軍事衝突も発生した。換言すれば、この時点で日ソ両国はいつ戦争が始まってもおかしくない状態にあった。

イギリスの立場は、日ソ開戦がソ連の勢力拡大を招くとリンドレーが判断したように、日ソ開戦を望まないものであった。そのため、日本はイギリスの支持を得るべく、積極的に開戦意図がないことを保証した。梅津美治郎陸軍少将は日満ともにソ連に対する開戦意図がないと宣言し、岡田啓介首相はクライブ駐日大使との面会で、ソ連の満州に対する脅威を強調した。日本の狙いは、イギリスのソ連への不信を利用し、イギリスとの協調回復にあるといえる。このような「防共的国際協調主義」が段々広田外交の基本的な思考様式となったと思われる[139]。

イギリス外務省はソ連の米英中日共同協定締結提案を拒否し、ソ連の誠意を疑問視した。一方で、イギリスは時にソ連寄りの姿勢を示した。例えば、ソ連の国際連盟加入を支持し、日本側の懸念を招いた。また、前に述べたように、日本にソ連との戦争支持を誤解されたくないという理由は、ヴァンシッタートが日英不可侵条約提案に反対した背景とも指摘されている。

### 2　経済的関係

1934年初頭から、満州国の門戸開放問題解決のため、日英両国は積極的な交渉を行った。1月、サイモン外相は広田外相に対し、日英両国の

139）　酒井、前掲『大正デモクラシー体制の崩壊』、196頁。

商業協調を強調する書簡を送った。広田はこれに対し、両国の相互諒解の必要性を返信した。日本外務省だけでなく、関東軍も異例にイギリスへの経済協力の姿勢を示した。5 月、菱刈隆関東軍司令官はバトラー奉天総領事と在満経済提携について直接対話した。また、満州国鉱業法制定の際、菱刈は広田に対し、外国会社の鉱業権を許可しないとの気運抬頭を懸念する意見を伝え、広田はこの主張を却下した。

日本側は満州国をめぐる日英経済交渉を政治的に利用しようとした。その代表的な事例がイギリスの産業使節団派遣である。松平駐英大使は当初から使節団派遣がイギリスの満州国承認に関連すると判断し、団長との会談でも満州国の経済状況よりも政治状況を重点的に紹介した。

イギリス側から見れば、使節団派遣に政治的目的が全くなかったわけではない（特に大蔵省はこれを契機に日英不可侵条約を打診する意図を有していた）が、イギリス産業連盟は英満企業の協力強化を目的として公表し、外務省も経済優先の姿勢を示した。それにもかかわらず、松平は広田に対し「彼等に対し多少にても狐疑の態度を示し、又我方に於て今回の視察団が余計なる企画なりと考へ居るか如き印象を彼等に与ふるに於ては、其結果は面白からざる」[140] と忠告したが、日本側はこれに十分に反応できなかった。

クライブ駐日大使は使節団の満州訪問に政治的目的がないため、満州国皇帝との面会が誤解を招きやすいと強調した[141] が、満州国外交次長の大橋忠一は依然として溥儀による賜餐を提案した。訪問中、エドワーズはイギリスの満州投資参画の具体策を提案したが、陸軍側は「鉄道・港湾事業は満鉄へ委任済みのため、同事業への英国資本参画の約言は不可能」[142] という理由で、具体的な投資契約を回避した。使節団は訪問結果に若干の失望を示し、駐日武官は日本側が政治的目的を優先したと報告した[143]。それにもかかわらず、使節団に参加したイギリス鉄鋼会社は三菱と日満両国での鉄材売買契約を締結し、イギリス産業連盟も「総て日本及満州国より商

140）『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第三巻、288-291 頁。
141） BDFA, Vol. 13, pp. 252-253.
142）『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第三巻、301 頁。
143） BDFA, Vol. 13, p. 261.

品の具体的注文ある迄差控へる」と申越した[144]。

使節団は年末にイギリス政府に対し満州投資を勧奨する報告書を提出したが、これが重視されることはなかった。実際、使節団派遣が満州国をめぐるイギリスの対日政策を変更しなかった理由は、日英間の政治・経済優先順位の違いだけでなく、満州国石油専売事件の影響も大きかったといえる。

1934年10月、満州国は翌年 4 月からの石油専売実施を公表した。これにより、満州における外国（日本以外）の石油会社は在庫石油を満州国側に売却し、経営を停止せざるを得なくなる状況に追い込まれた。実際、英米側もこれに準備してなかったわけではなかった。6 月27日、満州国当局は石油業を含む「国防上重要なる産業」の統制を宣言した[145]。谷正之は何度も実施延期を求め、英米石油会社もさらに無期延期を打診したが、日満両政府の決定事項として変更は認められなかった。また、7 月に日本で施行された『石油業法』は、この動きの前哨戦と見なされた。

満州石油専売に対し、バトラー奉天総領事は英米の在満利益が消滅するのは時間の問題であると警告し[146]、クライブ駐日大使も満州における日本の不当競争が英米の在満市場を破壊していると主張した[147]。日本政府の石油会社対応に誠意が欠けていると判断したイギリス外務省は、クライブに対し日本政府への警告を指示した。これに対し、広田外相はクライブに満州石油専売が門戸開放原則に反しないと強弁し、自らこれを「法律問題ではなく商業問題である」と宣言した[148]。日本の強硬姿勢を受け、長期間満州で石油貿易を営むイギリスのアジアティック石油会社は英米蘭三カ国の共同抗議を提案した。イギリス外務省はこの提案を支持し、アメリカに対日強硬を勧めた。しかし、アメリカは政治的介入に消極的で、日本に対し九カ国条約違反の非公式抗議にとどまった。オランダも英米の一致がな

144）『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第三巻、317頁。
145）『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第三巻、662頁。
146）FO371/18190.
147）Ibid.
148）FO371/18191.

ければ参加しないと表明したため、イギリス外務省は12月14日に政治的介入を断念した。それでも、英米は非政治的な協力に積極的であった。両国は日本側の要求を拒否することで時間を稼ぐことに合意し、アジアティック石油会社もアメリカ会社との協力強化を通じてアメリカ政府のさらなる介入を促そうとした。結果、12月末に英米両国は日本に対する非公式な共同抗議で一致した[149]。この事件は、満州国をめぐる日英間の経済的関係において、イギリス外務省が対日交渉重視から対米交渉重視へ転換したことを示していた。

### 3　偶発的事件

1934年の満州国をめぐる日英間の偶発的事件として、日印貿易交渉における「我が方接壌国」条項が代表的である。

日印貿易交渉の最終段階である 3 月19日、広田外相はイギリス側に対し、「我が方接壌国」に対する関税処遇を本条約の対象外とすることを条件に、対英特恵条項の設定を認める案文を提案した。これに対し、インド側（実質的にはイギリス側）は、「接壌国」が中国やソ連を指すと解釈したため受け入れを拒否し、「接壌国」を満州国やソ連沿海州に限定するよう提案した。広田は「接壌国」を満州国、ソ連沿海州および北樺太に限定することを容認したが、インド側は依然として拒否した。最終的に、日本代表は交渉中止を脅迫的に用いて対英特恵条項の放棄を迫り、広田は「接壌国」を満州国に限定し、沿海州や北樺太の商品に対して特殊規定を設ける最終案を提出した。最後、インド側は「複雑すぎる」という理由でこの条項自体を放棄した[150]。

日本が「我が方接壌国」という曖昧な概念を提案した背景には、イギリスの満州国不承認の立場を当初から利用する意図があったといえる。一方、イギリス側は正式条約に「満州国」またはそれを暗示する表現を記載することを避けるため、条項を意図的に複雑化させ、最終的に放棄に追い込ん

149）Ibid.
150）『日本外交文書』昭和期Ⅱ第二部第三巻を参照。

だと考えられる。

### 4　まとめ

1934年の満州国をめぐる日英間の使節レベル交渉は、前年までに見られた効果を失っただけでなく、逆に日英関係の悪化を加速させた。その主な理由は、両国の優先順位の相違にあったといえる。イギリスの対日政策において、外務省は経済的利益を明確に優先し、日本との関係改善を志向する大蔵省も政経分離の姿勢を維持した。一方、日本の対英態度は、政治的関係の改善を経済的関係改善の前提条件とした。しかし、クライブ駐日大使が「日本が譲歩せずに日英関係を改善するのは現実的でない」[151]と述べたように、イギリスは日本に対して政治的な配慮を示しつつ、経済的な譲歩を拒否した。したがって、満州事変期に最大限の相互配慮が見られた日英両国は、満州石油専売事件を代表とする日本側のイギリス在満経済利益侵害の試みを通じて、根本的な対立へと移行した。

## ㈣　1935年

### 1　政治的関係

1935年の満州国をめぐる日英間の政治的関係は、日中関係に集中していた。イギリス外務省は前年、日中和解が在華利益に不利であるとしてこれを阻止しようとした[152]が、日英対立の深刻化により、日中和解を支持する立場に転換した。ただし、満州国に関連する日中間の事件に直面した際、満州事変期とは異なり、外務省は事件解決よりも極東における日英関係全体に注目していた。

満州事変以降、日本は中国の満州国承認を日中和解の前提条件としてきた。これに対し、サイモン外相は1935年１月、イギリスが中国に先駆けて満州国を承認すべきではないと強調しつつ、中国の満州国承認の可能性を表明し、日本の条件を受け入れることを容認した。彼はさらに「極東問

151）　BDFA, Vol. 13, pp. 265–267.
152）　Ibid., pp. 1–5.

題はイギリスの世界における地位と関係する」と宣言した[153]。この問題をめぐり、外務省内外では意見が分かれた。「親米反日派」の代表と見なされるオードは、「日本の政策に内在する侵略性」を理由に日本との中国分割に反対した[154]。カドガンも、イギリスが中国に満州国承認を強要する立場にないと強調し、「日本が日中和解を進める目的は中国を経済的植民地化することにある」[155]と判断した。クライブは対日強硬を支持したが、日英対立の深刻化を避けるため「アメリカとの協力」に反対した。一方、対日宥和策を支持する大蔵省は対中貿易における日本との協力を主張した。５月の在華イギリス企業代表による日本との協力維持を求める請願は、大蔵省の見解を強く反映していた。結果として、７月、ホーア外相の支持を得て、中国に満州国承認を促し、日本との和解を実現した上で中国における国際協力を回復させることを目指す「リース＝ロス・ミッション」が開始された。

華北事変はこの時期に発生した。事変発生時、満州事変以来日本の華北進出を警戒し続けたイギリス外務省は、意外にも過剰反応を示さなかった。カドガンは事変を日本軍が「満州国の緩衝地帯を構築する」意図によるものと的確に判断した。外務省も事変の原因を、日本軍の「過激派」による広田の対中政策に対する不満と結論づけた[156]。日本軍の北京・天津非軍事化という「最終通告」に対し、クライブは「北京が非軍事区となれば、イギリスもその地域に駐軍する権利を有する」[157]と警告した。広田はこの警告を受け入れ、重光もクライブに対し、いわゆる「最終通告」が軍部の独断に過ぎないと説明し、華北での現状維持の意向を伝えた。それにもかかわらず、ホーアはクライブに対し、日本政府に九カ国条約違反を非難するよう指示した[158]。

153）　FO371/19356.
154）　DBFP, Vol. 20, pp. 383-388.
155）　BDFA, Vol. 14, pp. 88-89.
156）　DBFP, Vol. 20, pp. 530-532.
157）　BDFA, Vol. 14, pp. 182-183.
158）　Ibid., p. 171.

華北事変よりも、その後の華北自治運動が日英対立をさらに深刻化した。華北自治運動は国民政府の影響力を低下させ、中国の安定を損なうものであった。カドガンは日本が華北に傀儡政権を樹立しようとしていると判断し、「満州国のように」イギリスの長期的利益に不利であると警告した。これは、石油専売事件をはじめとする満州国の門戸開放問題を暗示するものであった。10月 4 日、岡田内閣が「華北分離」を正式に決定し、「広田三原則」を提出した。11月、ホーアは日本政府に対し華北自治が九カ国条約に違反しないよう要求し、広田の不満を招いた。カドガンはさらに日本政府への介入請求により華北自治運動を阻止すべきであると提案した[159]。しかし、日本政府は自治運動中止を取引条件として、中国の満州国承認を強要した。これはイギリスのさらなる不満を引き起こした。この時期のイギリス外務省では、親日派であれ反日派であれ、対日不信が共通の理解となっていた。その主な理由として、満州国の門戸開放問題がしばしば挙げられた。

華北自治運動はまた、「リース＝ロス・ミッション」の失敗を招いた。リース＝ロスは「日中経済関係の改善は困難かもしれないが、中国にとって満州国承認の方が利益である」と報告した[160]が、華北自治運動の影響により、ホーアはイギリスが中国に満州国承認を強要できないというカドガンの見解を強調し、リース＝ロスの意見を否定した[161]。最終的に、外務省はリース＝ロスに対し「政治問題に触れず、経済分野に集中する」よう指示した[162]。彼の経済改革は華北自治運動と対立する形となり、日本の対英敵視を招き、当初の目的とは逆の結果を生んだ。

同時に、満州国をめぐる対英政策について、日本国内でも議論が展開された。荒木はイギリスの在満利益が関東軍の善意に依存していると宣言し、大橋も極東でのイギリスとの和解はほぼ不可能であると表明した。それにもかかわらず、広田弘毅や重光葵を中心とする外務省はイギリスとの関係

159） DBFP, Vol. 20, pp. 687–689.
160） Ibid., pp. 596–597.
161） Ibid., pp. 613–614.
162） Ibid., pp. 675–678.

改善を強く望み続けた。広田はクライブに対し繰り返し対英友好を強調し、松岡洋右に満鉄総裁や満州国経済顧問を依頼することで、満州における日英経済関係の改善を図ろうとした。クライブも、日本の外務省の対英政策が「各国の満州国不承認が逆に日本に有利」（1934年）から、イギリスの協力を通じて中国の満州国承認を求める方向へと大きく転換したことを認識していた[163]。しかし、イギリス駐日武官は「日本の拡張の手段やスピードが変わっても、その野心や目標は変わらない」[164]と明言し、明らかに日本を信用しなかった。

1935年の満州国をめぐる日ソ衝突は、前年のピークから沈静化に向かう過程であった。1月、広田は日ソ関係改善のため満州での軍事力削減を約束し、ソ連側に誠意を示した。その結果、両国は3月に北満鉄道売却協定を締結し、ソ連の勢力が北満から退出した。しかし、ソ満境界線問題は逆に深刻化した。麻田（2014）によると、北満鉄道売却により「北満」という緩衝地帯が消滅したため、ソ連が国境沿いの軍事力を強化せざるを得なくなり、日本も満州における軍事力を増強した[165]。緩衝地帯創出の視点から見れば、それは華北事変の重要な原因であった。史料から見て取れるように、イギリス外務省もこの連鎖を認識していた。

ソ連は広田が年初の国会演説で提案した国境中立区に対して、当初は臨時措置として同意した。しかし、3月には防衛力削減を拒否する姿勢を表明した。5月、日本は匪賊掃討を理由に北満での軍事力を増強し、ソ連は「中立区」に関する協議が終了したと宣言した。衝突は7月にピークを迎え、両国間で小規模な軍事衝突が発生し、ソ連はソ満境界線の確認を拒否した。同時に、関東軍はモンゴルに対し満州国との国交樹立を強要した。これに対し、ソ連駐日武官はモンゴルを支援すると宣言した。それにもかかわらず、日ソ両国は9月までにソ満境界線委員会の設立で合意に至り、以後、衝突は確実に沈静化した。その理由は、ソ連駐日副武官が

163）BDFA, Vol. 14, pp. 232-233.
164）DBFP, Vol. 20, pp. 585-588.
165）麻田雅文『満蒙―日露中の「最前線」』（講談社、2014）、229頁。

指摘したように、関東軍がソ連に対する軍事的冒険を発動する勇気を欠いていた[166]ためであった。また、ソ連駐日大使館参事官はクライブに対し、ソ連の多くの宣言が国内向けの宣伝に過ぎないと暗示した[167]。

イギリスの立場は、相変わらず日ソ開戦を回避しつつ、ソ連の対日宥和策を警戒するものであった。オードが述べたように、イギリス外務省は満州国をめぐる日ソ衝突の沈静化こそが、「日本の矛先が中国に向かう」[168]重要な原因であると認識していた。

### 2　経済的関係

前年に引き続き、1935年の満州国をめぐる日英間の経済的関係は満州石油専売問題に集中していた。年初から、クライブ駐日大使やバトラー奉天総領事は日本側と繰り返し交渉を行い、商務参事官も在満投資中止を脅迫的に示唆した。アメリカも日本の満州軽油輸入操縦を非難し、イギリスとともに日本に対する非公式声明を発した。これに対し、日本側は専売実施の決意は揺るがなかったものの、交渉継続の意向を表明した。イギリスの努力により、アメリカも協力した。アメリカは日本の行動を非難するだけでなく、石油輸出制限を実施した。しかし、日本大使館参事官は私的に抗議を受け入れない姿勢を示し、日本外務省は石油資源が発見されない限り満州石油専売を延期できないと公的に宣言した。4月初頭、クライブは外交手段による問題解決が不可能であると本省に報告した[169]。

4月10日、満州国は計画通り石油専売制度を実施した。以後、石油専売問題に関する交渉の焦点は、在庫石油の処分と賠償請求に移った。この間、英米間の協力はさらに強化された。英米石油会社は満州石油会社への原油供給を中止しただけでなく、満州国との石油貿易を一切停止した。満州国当局は英米石油会社に在庫石油を買収する提案を行ったが、拒絶された。また、日本の会社が英米石油会社の満州事業を接収する提案をした際

166）FO371/19347.
167）Ibid.
168）FO371/20287.
169）FO371/19351.

も、拒絶された。この間、テキサス石油会社は対満ボイコットを退出したいと表明したが、イギリスによるアメリカへの介入要請により、ボイコットを維持した[170]。5 月、アジアティック石油会社が賠償請求を提出したが、日本側に無視された。9 月、イギリス政府は照会を通じて日本への責任追及を表明した[171]。しかし、満州国当局の明らかな回避姿勢により、年末まで解決に至らなかった。

満州国の門戸開放問題について、イギリス外務省はこれまで「関東軍の独断行動」という日本側の説明をある程度受け入れていたが、1935年以降は状況が一変した。2 月、南次郎関東軍司令官は「日本以外の国の対満経済競争参入は政治的目的のない場合ほぼ不可能であり」[172]と主張した。広田外相はこの意見を支持し、日本の公式立場として各駐外使節に訓令した。この訓令は極秘扱いであったが、イギリス外務省は次第にその内容を把握した。それにもかかわらず、広田は在満イギリス利益を圧迫しているのは関東軍である（つまり日本政府と関係ない）と強弁し、9 月26日には満州関連の抗議を受け入れないと明言した[173]。満州石油専売事件に対しても、日本外務省は満州国当局の行動に一切責任がないと宣言し、満州国を承認しない国が満州国に干渉すべきではないと主張した[174]。このような責任放棄の姿勢は、イギリスの不満をさらに増大させた。

実際、1935年の満州国をめぐる日英間の経済的衝突においても、両国間の相互配慮や協力が一部に見られた。満州石油専売事件でも、日本側は英米に対して最低限の配慮を示した。専売実施後、日本側は英米石油会社の在庫石油販売を許可し、大連港の石油輸入禁止も延期した。大橋満州国外交次長さえ、英満間の調停役を志願した。石油以外の分野では、英満採金交渉が難航した際、南次郎関東軍司令官は満州国当局に妥協を促す意向

170） FO371/19352.
171） FO371/19353.
172）『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻、896-897頁。
173） DBFP, Vol. 20, pp. 638-640.
174） FO371/19351.

を表明した[175]。彼はまた、満州における欧米銀行が満州国為替管理に対する協力承諾に鑑み、当法を日本銀行にも平等に適用する提案を行った[176]。一方、イギリス側は満州石油問題で日本に譲歩しなかったが、他の分野では日本との協力を求めた事例があった。クライブは重光葵に対し、在満煙草業が石油業の前例を繰り返さないことを希望すると伝え、四国借款団のイギリス代表も満州国視察を提案した。

### 3　偶発的事件

1935年の満州国をめぐる日英間の偶発的事件として、長老会逮捕事件が代表的である。

10月12日から、満州国奉天で共産主義活動を理由に、イギリス煙草会社の中国籍社員やイギリス長老会の中国籍医師・聖職者・関係者に対する一連の逮捕事件が発生した。逮捕を実行したのは満州国警察だけでなく、関東軍憲兵の関与も判明した。これに対し、ホーア外相は満州での治外法権を強調し、形式を特定しなかったものの、日本政府に対する「最も強い」抗議（公式抗議と解釈される）をクライブに指示した[177]。クライブは広田の「満州関連抗議を受け入れない」声明を理由に、「抗議しても無駄である」とホーアに明言し、訓令がない限り公式抗議を行わないと宣言した[178]。これは日本を刺激したくないという彼の主張を反映していた。しかし、ホーアの堅持により、クライブは松平恒雄を通じて広田に抗議を伝え、広田は関東軍との交渉を約束した[179]。その後、イギリス外務省の度重なる催促により、年末までに多くの逮捕者が釈放された。

この事件の性質と結末から見て取れるように、日本外務省の満州におけるイギリスの権益への配慮は依然として残っていた。しかし、日英両国の態度は以前と比べて大きく変化していた。日本の干渉により事件が解決さ

175）『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第四巻、897-899頁。
176）同上、890頁。
177）BDFA, Vol. 14, p. 264.
178）Ibid., p. 265.
179）Ibid., pp. 265-266.

れたとはいえ、広田の対応は消極的で、満州事変期の芳澤謙吉や内田康哉外相のような積極性とは対照的であった。一方、バトラーが「反英思想や反キリスト教とは無関係」と判断した[180]にもかかわらず、イギリス外務省の反応は明らかに過剰であった。これは、満州国をめぐる日英対立の深刻化を具体的に示すものであった。

### 4　まとめ

1935年の満州国をめぐる日英間の使節レベル交渉は、完全に効果を失ったわけではない。特に偶発的事件に対しては一定の役割を果たしたが、その目的は問題解決から各自の立場表明へと転換した。その背景には、満州国の門戸開放問題を起点とする日英間の経済的衝突が全分野に拡大した事態がある。これまで、満州国での衝突は日本政府が関東軍や満州国当局の独断行動を制御できないものと解釈可能であったが、1934年から1935年にかけての満州石油専売事件は、日本政府の黙認または支持を示すものとなった。これはイギリス外務省に、日本の制御不能が能力の問題ではなく意欲の問題であるとの印象を与え、強い対日不信を招いた。また、この年の日英対立の本格化と日ソ衝突の沈静化は、満州問題を日英中ソ四カ国間の「間帝国的」問題から日中両国間の問題へと転換させ、華北問題を引き起こして、東アジアにおける日英関係に新たな局面をもたらした。

## 五　おわりに

本稿では、日本の使節レベル交渉の影響に着目し、イギリス外務省の満州国認識が満州事変後の対日政策に及ぼした影響を明らかにしてきた。イギリス外務省の対日態度は、1934年後半から1935年前半にかけて「戦略的ライバルから敵対国へ」と転換した。その背景として、満州国をめぐる諸事件の影響を無視し得ない。イギリス外務省の満州国認識から見て取れるように、満州事変期には満州国を主に「事変解決」の手段と位置づけて

180）　Ibid., pp. 265–266.

いたが、次第に「関東軍の道具」とみなすようになった。日本外務省はイギリスとの関係改善を目指し、使節レベル交渉を通じて一定の効果を上げたが、満州石油専売事件を代表とする経済的衝突がもたらした日英間の全面的対立の展開に伴い、その効果は次第に失われていった。

イギリス外務省の対日政策変化の背景には、両国の満州国認識の根本的な相違が存在した。満州事変以降、日本外務省は満州国を「独立国」と位置づけ、在満統制強化の目的は対ソ防衛や日満経済一体化であった。一方、満州を中国の一部と見なすイギリス外務省にとって、日本の行動が「中国での経済利益のさらなる喪失」への懸念を増大させ、「満州で対日強硬、中国本土で対日妥協」の構図の原因となった。

この相違は、1920年代、すなわち日英関係が「同盟国から戦略的ライバルへ」と転換した時期にすでに始まっていた。中国ナショナリズムの台頭（国民革命など）に直面したイギリスは、在華経済利益の維持のため、政治的特権を放棄した。オースティン・チェンバレン外相が宣言したように、イギリスの対中政策は中国の主権・領土保全擁護へと転換した。これは単なる建前ではなかった。一方、日本は満州における政治的特権を堅持し、これが満州事変の勃発・拡大化の遠因となった。こう見ると、イギリスが満州国認識において日本と妥協点を見いだせたならば、両国の全面的対立は回避し得た可能性がある。

なお、外務省以外のアクターの満州国認識の影響、およびイギリスの対日政策をめぐる日本の政軍関係と政策決定過程については、別稿に譲ることとしたい。

**黄　暁鍾**（コウ　ギョウショウ）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程
専攻領域　日英関係史